

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
1	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	0	用語の 定義						保守・修繕・更新の区分	用語の定義では保守、修繕、更新が区分されていますが、第7章では「規模の大小に関わらず全て実施」とされています。保守、修繕、更新の費用計上区分、サービス購入料への含有範囲、突発的な大規模更新の取扱いをご教示ください。	「第7章 維持管理業務／2／（6）修繕・更新業務」において、「規模の大小に関わらず全て実施すること」としている趣旨は、事業者の責任において予防保全を基本とした維持管理を行い、事業期間中を通じて要求水準を満たす状態を維持することを求めるものです。保守、修繕及び更新に係る費用については、特定事業施設の機能及び性能の維持に必要なものとしてサービス購入料に見込むことを想定しています。 一方で、事業者の責めによらない不可抗力、法令変更その他契約上別途整理される事由に起因して発生する大規模な修繕・更新等の取扱いについては、入札公告時に示す各種契約書（案）を確認してください。
2	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	2 3	第1	5 5	(1) (2)	ア ア	(ケ) (ケ)		設計・建設業務 設計・建設業務	国庫補助金申請に係る資料作成支援業務とありますが、想定される補助金の名称をご教示ください。	現時点で特定の補助金を示すことはできませんが、地域未来交付金、社会資本整備総合交付金等の国庫補助制度の活用を検討しております。国庫補助金の活用については、今後の関係機関との協議等を踏まえて決定します。
3	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	3	第1	6	(1)				特定事業の実施スケジュール	理文調査・造成・水路切替・新駅工事の調整を織り込んだ県想定の特定期間の工程を開示いただきたいです。工程が成立しない場合の緩和措置についての協議の余地を示していただきたいです。	事業スケジュールは入札公告時に示します。なお、工程が成立しない場合の緩和措置については入札公告時に示す各種契約書（案）を確認してください。
4	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	3	第1	6	(1)				特定事業の実施スケジュール	本事業で、西側エリアにおける開発許可（都市計画法第29条）、公共施設管理者との協議・同意（同法第32条）等の都市計画手続きが想定されます。これらの手続きの実施主体（県・市・事業者の区分）、及び想定される完了時期を、事業スケジュール上のマイルストーンとしてお示しいただけますでしょうか。	事業スケジュールは、入札公告時に示します。
5	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	3	第1	6	(1)				特定事業の実施スケジュール	2031年度の国スポ等への対応を踏まえると、事業契約締結後に西側エリアにおける開発許可手続きを開始した場合、設計・建設期間の確保が極めて困難と想定されます。許可期間を短縮し得る手続スキームの適用可能性についてお示しくください。	開発許可手続については、要求水準書（案）に示すとおり、都市計画法第37条第1号の規定の適用を想定しています。事業者は関係部署との協議を踏まえ、事業スケジュールに支障が生じないよう適切に開発許可手続を行ってください。
6	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	4	第1	6	(1)				特定事業	実施スケジュールに関する表に拠れば、令和13年5月31日～令和14年3月31日は、開業準備業務期間と運営・維持管理業務期間が重複すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。特定事業の実施スケジュールに示すとおり、令和13年5月31日から令和14年3月31日までの期間は、開業準備業務期間と運営・維持管理業務期間が重複します。当該期間における業務内容の詳細は、要求水準書（案）に示す各業務の内容を確認してください。
7	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	3	第1	6	(2)				付属事業の実施スケジュール	附属事業の設計・建設業務期間（西側・東側とも「現在調整中」）を入札公告時までにご確認いただきたいです。特に東側附属事業と、まちづくり事業・医大駐車場整備・医大新A棟工事の幅輻を整理した県が想定する全体ローリング工事の工程をお示しいただきたいです。	【修正】附属事業の設計・建設業務期間については、入札公告時に示します。また、県が想定する全体事業スケジュールは入札公告時に示します。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
8	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	5	第1	7	(3)	ア			国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会の準備及び運営期間中の対応	維持管理業務に関して規定されていますが、運営業務については事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	運営業務については、要求水準書（案）に記載のとおりです。なお、自主事業等の提案部分に関しては事業者の提案によるものとします。
9	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	5	第1	7	(3)	ア、エ			国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会の準備及び運営期間中の対応	事業者としては、当該期間中も通常期と変わらない維持管理・運営業務の体制を維持する必要があります。つきましては、国スポ期間中の維持管理・運営業務に係る基本的な費用（人件費）等は、サービス購入料に含めるようお願いいたします。	国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会の準備及び運営期間中において必要となる維持管理業務及び運営業務に係る基本的な費用については、サービス購入料に含むものとします。
10	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	5	第1	7	(3)	ア、エ			国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会の準備及び運営期間中の対応	大会期間中の増員警備や特別清掃の追加業務は、開催規模や頻度によって費用が大きく変動するため、サービス購入料に含めるのは難しいと考えます。つきましては、通常の維持管理としてサービス購入料でカバーすべき業務範囲を明示いただくとともに、これを超える追加業務は、本事業の事業費に含めず、追加発注または別途契約となる認識でよろしいでしょうか。	大会の準備及び運営に伴い、増員警備、特別清掃その他通常の維持管理業務及び運営業務の範囲を超える追加業務が発生した場合の実施主体及び費用負担については、要求水準書（案）に示すとおり、県と民間事業者①が協議のうえ決定するものとします。
11	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	5	第1	7	(3)	ア、エ			国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会の準備及び運営期間中の対応	大会開催に伴い、主催者側が仮設・追加で持ち込む設備の保守業務については、開催規模や頻度によって費用が大きく変動するため、サービス購入料に含めるのは難しいと考えます。つきましては、本事業の事業費に含めず、追加発注または別途契約となる認識でよろしいでしょうか。	国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会の開催に伴い、主催者側が仮設又は追加で持ち込む設備に係る保守業務については、本事業の運営・維持管理業務の対象外とします。なお、当該設備に係る保守業務その他追加業務が発生する場合の実施主体及び費用負担については、県と民間事業者①が協議のうえ決定するものとします。
12	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	5	第1	7	(3)	ア、エ			国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会の準備及び運営期間中の対応	県によるアリーナ占用期間中の光熱水費は、主催者側負担もしくは事業者側負担でしょうか。	県によるアリーナ占用期間中において、本件施設の維持管理及び運営に必要な光熱水費については、サービス購入料に含むものとします。
13	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	5	第1	7	(3)	ウ			国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会の準備及び運営期間中の対応	県によるアリーナ占用期間において、大会運営に起因して発生する追加の警備巡回や清掃、通常の使用範囲を超えた施設・設備の修繕費用については、入札時に事業者側で想定することが難しいため、本事業の事業費に含めず、追加発注または別途契約となる認識でよろしいでしょうか。	国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会の準備及び運営に伴い発生する追加の警備巡回、清掃その他通常の維持管理業務及び運営業務の範囲を超える追加業務については、要求水準書（案）に示すとおり、実施主体及び費用負担を県と民間事業者①が協議のうえ決定するものとします。なお、大会運営に起因する通常の使用範囲を超えた施設・設備の修繕等についても同様の取扱いとします。
14	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	5	第1	7	(3)				国スポ等占有期間中の維持管理	国スポ等の占用期間中も必要な維持管理業務を継続し、業務内容は県及び市と十分調整することとされています。占用期間中の清掃・警備・設備運転・修繕対応の水準、通常開館時との差分、追加業務の費用負担をご教示ください。	国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会の準備及び運営期間中における清掃、警備、設備運転、修繕対応等の維持管理業務については、大会運営に支障を生じさせないよう、県及び市と十分に調整のうえ実施することとします。業務水準については、本件施設の機能及び性能を適切に維持することを基本とし、詳細は県及び民間事業者①との協議により定めるものとします。なお、通常の維持管理業務及び運営業務に係る費用についてはサービス購入料に含むものとします。一方で、大会運営に伴い発生する追加の警備、清掃、設備運転その他通常の業務範囲を超える追加業務並びに通常の使用範囲を超えた施設・設備の修繕等については、要求水準書（案）に示すとおり、実施主体及び費用負担を県と民間事業者①が協議のうえ決定するものとします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
15	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	5	第1	10	(1)				統括責任者	統括責任者の本施設への常駐は、任意との理解でよろしいでしょうか。	統括責任者について、本施設への常駐は求めています。なお、要求水準書（案）に示すとおり、統括責任者は特定事業及び附属事業の全体について総合的な調整を行うとともに、各段階において事業全体を統括できる体制を確保してください。
16	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	6	第1	10	(1)	ク			業務責任者の配置	業務責任者については、所属する会社の正社員として継続して3年以上の雇用関係にある者を配置することとされていますが、「事故・病気等により長期間欠ける場合」のほか、やむを得ない理由による退職等により業務責任者の変更が必要となった場合についても、県の承認を得た上で、同等の能力を有する後任者を配置することが可能との理解でよろしいでしょうか。	業務責任者について、事故・病気等により長期間欠ける場合のほか、やむを得ない理由により変更が必要となった場合は、県の承認を得たうえで、当該業務責任者と同等の能力を有すると県が認める者を後任者として配置することを可能とします。
17	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	6	第1	10	(1)	ク			業務責任者の配置	業務責任者については、所属する会社の正社員として継続して3年以上の雇用関係にある者を配置することとされていますが、定年退職その他家庭の事情等のやむを得ない理由により一旦退職した者であっても、退職前に当該要件を満たしており、本事業に必要な知識・経験を有し、事業の継続性及び安定的な業務遂行の観点から有効と認められる場合には、配置時点において県が求める資格、実績及び能力等の要件を満たしていることを前提として、事業者選定後に再雇用の上、業務責任者として配置することが可能との理解でよろしいでしょうか。	業務責任者については、要求水準書（案）に示すとおり、所属する会社の正社員として継続して3年以上の雇用関係にある者を配置することを原則とします。
18	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	6	第1	10	(1)	ク			各業務責任者	「正社員として継続して3年以上」とありますが、配置する時点での規定との理解でよろしいでしょうか。	「正社員として継続して3年以上の雇用関係にある者」とは、当該業務責任者を配置する時点において満たすべき要件です。
19	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	6	第1	10	(1)	ク			統括責任者	雇用条件（正社員として継続して3年以上）の他には、実務経験や保有資格等に関する規定はないとの理解でよろしいでしょうか。	統括責任者については、要求水準書（案）において、正社員として継続して3年以上の雇用関係にあることを求めています。保有資格又は実務経験に関する個別の要件は定めていません。なお、本事業全体を統括し、特定事業及び附属事業の各段階において総合的な調整を行うことができる者を配置してください。
20	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	6	第1	10	(1)	ク			特定事業及び附属事業における各業務責任者における兼務の可否一覧表	「○」と「△」の違いを御教示願います。	「○」は無条件で兼務を認める場合を示し、「△」は一覧表下部の注記に定める条件を満たす場合に限り兼務を認める場合を示します。なお、「△」の具体的な取扱いについては、一覧表下部の注記を確認してください。
21	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	7	第1	10	(7)				維持管理業務責任者	維持管理業務責任者は、維持管理・運営期間中は本施設内に常駐するものとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務責任者について、本施設内への常駐は求めています。なお、要求水準書（案）に示すとおり、維持管理業務責任者は維持管理業務を統括し、施設の運営に支障が生じないよう適切な業務実施体制を確保してください。また、維持管理業務責任者が勤務シフト等により業務に従事しない時間帯は、あらかじめ責任者代理として定めた人員を配置し、アリーナの利用時間中は常に対応可能な体制を確保するものとしします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
22	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	7	第1	10	(6)				運営業務責任者	雇用条件（正社員として継続して3年以上）の他には、保有資格等に関する規定はないとの理解でよろしいでしょうか。	運営業務責任者については、要求水準書（案）において正社員として継続して3年以上の雇用関係にあることを求めています。なお、保有資格に関する個別の要件は定めていません。なお、要求水準書（案）に示すとおり、体育館の管理運営に関する豊富な経験を有し、施設全体の管理運営能力を備える者を配置してください。
23	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	7	第1	10	(6)				運営業務責任者	運営業務責任者は、維持管理・運営期間中は本施設内に常駐するものとの理解でよろしいでしょうか。	運営業務責任者について、本施設内への常駐は求めています。ただし、要求水準書（案）に示すとおり、運営業務を統括し、施設の運営に支障が生じないよう適切な業務実施体制を確保してください。なお、運営業務責任者が勤務シフト等により業務に従事しない時間帯は、あらかじめ責任者代理として定めた人員を配置し、アリーナの利用時間中は常に対応可能な体制を確保するものとします。
24	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	7	第1	10	(5)				開業準備業務責任者	雇用条件（正社員として継続して3年以上）の他には、実務経験や保有資格等に関する規定はないとの理解でよろしいでしょうか。	開業準備業務責任者については、要求水準書（案）において正社員として継続して3年以上の雇用関係にあることを求めています。なお、実務経験又は保有資格に関する個別の要件は定めていません。
25	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	7	第1	10	(4)				建設業務責任者	『「建設業法」に基づく監理技術者と建設業務責任者、及び副責任者との兼務は可とするがその他各種責任者との兼務は認めないものとする。』とありますが監理技術者と現場代理人の兼務は認められますか。	監理技術者と現場代理人との兼務については、関係法令等に基づき認められる場合は可能です。
26	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	7	第1	10	(2)				設計業務責任者	技術士については認定技術士も含まれるでしょうか。	要求水準書（案）において求める「技術士」とは、技術士法に基づく技術士資格を有する者を指します。
27	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	8	第1	12	(1)				要求水準の変更事由	要求水準の変更事由のうち以下について県側で現状想定しているケースがありましたらご教示ください。 ウ 県及び市の事由により業務内容の変更が必要なとき。 エ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。	現時点において、ウ及びエに該当する具体的な業務内容の変更は想定していません。なお、事業期間中に業務内容の変更が必要となった場合は、要求水準書（案）第1章／12／(2)に基づき、県と民間事業者①が協議のうえ対応するものとします。
28	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	8	第1	12	1	(1)	ウ		要求水準の変更	要求水準の県及び市の業務内容の変更とは何を指すか？	県又は市の政策変更、施設運営方針の変更、関係機関との協議結果その他県又は市の事由により業務内容の見直しが必要となる場合を指します。 なお、現時点において具体的な業務内容の変更は想定していませんが、実際に変更の必要が生じた場合は、要求水準書（案）第1章／12／(2)に基づき、県と民間事業者①が協議のうえ対応するものとします。
29	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	9	第2	1					1 交通計画及びアクセスに関する基本的考え方	「周辺道路に渋滞を生じさせない交通計画を構築すること」 「周辺道路に交通渋滞を生じさせないよう」とあります。当然、交通渋滞は極力少なくさせるよう、努力いたしますが、周辺との協力も欠かせないものと存じます。実際に渋滞が生じた場合は貴県、樺原市と協議して対応させていただける、という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に示すとおり、事業者は周辺道路に渋滞を生じさせない交通計画を検討し、必要な対策を講じるものとします。なお、供用開始後に交通運用上の課題が生じた場合は、その内容に応じて県、市及び関係機関と情報共有及び協議を行い、必要な対応を検討するものとします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
30	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	9	第2	1	(4)				交通計画	警察との事前協議は提案書提出までに行うのでしょうか。期日をご教示ください。	実施方針に示すとおり、提案書類作成にあたっては、提案内容が関係法令・基準等に適合しているか否かについて、必要に応じて警察等の関係機関と事前協議を実施してください。 なお、要求水準書（案）における警察等の関係機関との事前協議は、提案段階における協議に加え、事業契約締結後の設計業務において必要となる協議も含むものとします。詳細な協議時期については、提案内容及び協議事項に応じて判断してください。
31	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	9	第2	1	(4)				交通計画及びアクセスに関する・・・	現在までの警察等の関係機関との協議において、決定・指示事項等あればご教示ください。	警察等の関係機関との協議における決定事項及び留意事項については、「別添資料【共通編】資料9 本事業の交通計画方針」に示す内容を確認してください。
32	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	9	第2	1	(4)				交通解析の対象交差点及び検証ケース	交通計画の検討に当たり、交通量予測やシミュレーション等による検証が求められています。提案時の検証対象は、共通編資料9に示された事業区域への各接続部及びこれらに近接する主要交差点を基本として、事業者が交通影響を踏まえて設定するとの理解でよいでしょうか。また、平常時、大会・イベント開催時、附属病院利用のピーク時及び工事期間中等について、県が必須とする検証ケース並びに対象交差点がある場合はご教示ください。	交通解析の対象交差点及び検証ケースについては、「別添資料【共通編】資料9 本事業の交通計画方針」を踏まえ、事業者が提案内容に応じて設定するものとします。
33	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	9	第2	1	(2)				交通計画及びアクセスに関する基本的考え方	鉄道を中心とした公共交通機関の利用を主たる来場手段とすることを基本とすることから、西側エリアに平面駐車場100台程度の確保を条件に、東側エリアのまちづくり事業用地駐車場の計画台数には西側エリア分を見込む必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	西側エリアに整備する駐車場約100台は、大会・イベント時に一般来場者は利用することができません。大会・イベント時においても公共交通機関を主たる来場手段とすることは基本としながら、東側エリアのまちづくり事業用地駐車場については、一般来場者への対応も踏まえた提案としてください。
34	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	9	第2	2	(2)				動線計画	「特に大会・イベント時は、新駅へ歩行者が集中しないよう特定事業施設及び民間提案施設を有効に活用し、人流を安全に滞留させる計画とすること。」と記載されていますが、安全に滞留させるとは具体的にどのような運用イメージや対応を想定されているかご教示ください。	「人流を安全に滞留させる」とは、大会・イベント終了後に利用者が新駅へ一時的に集中することを避けるため、利用者が安全に待機、休憩又は回遊できる空間及び運用を確保することを想定しています。具体的な手法については、事業者提案とします。
35	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	10	第2	3	(3)				周辺施設との調和	7月26日に世界遺産登録が正式決定しましたが、現時点においてユネスコから示された意見又は要請はございますか。ご教示ください。	現時点において、本事業に関連してユネスコから示された意見又は要請はありません。なお、今後、本事業に関してユネスコから意見又は要請が示された場合は、その内容を踏まえ必要な検討を行い、適切に反映するものとします。
36	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	10	第2	3	(3)				周辺施設との調和	ユネスコからの意見又は要請があった場合には、橿原市景観計画及び景観条例に基づく景観形成方針に優先すると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	要求水準書（案）に示すとおり、橿原市景観計画及び景観条例等の関係法令を遵守することを前提とします。なお、本事業に関してユネスコから意見又は要請が示された場合は、その内容を踏まえ必要な検討を行い、適切に反映するものとします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
37	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	11	第3	1	(3)				新駅を一体となった利便性の高い動線	回遊性を高めるための自由通路の幅について多くの利用者が安全に移動が出来る通路幅の確保をお願いします。またアリーナなどとの接続方法など協議が行えるよう県側で調整をお願いします。	自由通路の予備設計を令和8年10月～予定しています。令和5年時点の概略設計を提供しますが、今後の設計により変更の可能性あります。 また、要求水準書（案）のとおり、大会・イベント時に、新駅に人流が集中しないよう、アリーナ広場に滞留できる整備・運用を提案してください。
38	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	11	第3	1	(5)				環境負荷低減と脱炭素化の推進	奈良県道路脱炭素化推進計画における数値目標等は確認しましたが、材料および仕様に関する基準・具体例等ございましたらご教示ください。	奈良県道路脱炭素化推進計画における材料及び仕様に関する基準については、現時点において本事業に適用する個別の材料又は仕様を指定する予定はありません。要求水準書（案）に示すとおり、省資源・省エネルギーに配慮した材料及び仕様の採用を基本とし、事業者の提案によるものとします。
39	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	11	第3	1	(5)				環境負荷低減と脱炭素化の推進	「アリーナにおいてZEB Ready以上の取得を目指す」とありますが、これは要求水準における必須要件か、それとも事業者の提案による評価加点項目に該当するもののでしょうか。	要求水準書（案）に示すとおり、アリーナにおける「ZEB Ready」以上の取得は基本要求水準ではなく、取得を目標とするもの（目指すもの）です。 詳細は入札公告時に公表する落札者決定基準を確認してください。
40	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	12	第3	2	(1)				高度地区ほか	現在調整中と記載されている法的な条件については計画の骨格にかかわる為、質疑回答時に条件提示頂けないでしょうか。（特に高さに関わる項目）	事業者募集をする上での条件は以下の通りです。 ・用途地域：商業地域 ・高度：15m～25m ・容積率：200%～400%・防火地域 ・建ぺい率：60%～80% ・土地利用方針：本事業の理念に沿うこと なお、都市計画決定にあたっては、橿原市都市計画審議会への附議等、都市計画法上の必要な手続きを経ることが必要となります。そのため、公表した内容をもって都市計画の変更が行われることを確約するものではありません。また落札候補者として選定された場合でも、落札候補者の提案に基づいた都市計画の変更が行われることを確約するものではないことに併せて留意してください。
41	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	12	第3	2	(1)				高度地区	15m高度地区という規制を現在調整中かと存じますが、調整スケジュールや何メートルまで緩和する意向等目標数値はございますでしょうか。また、藤原宮跡からの眺望等に配慮した民間事業者の提案を受けて調整されるものでしょうか。	事業者募集をする上での条件は以下の通りです。 ・用途地域：商業地域 ・高度：15m～25m ・容積率：200%～400%・防火地域 ・建ぺい率：60%～80% ・土地利用方針：本事業の理念に沿うこと なお、都市計画決定にあたっては、橿原市都市計画審議会への附議等、都市計画法上の必要な手続きを経ることが必要となります。そのため、公表した内容をもって都市計画の変更が行われることを確約するものではありません。また落札候補者として選定された場合でも、落札候補者の提案に基づいた都市計画の変更が行われることを確約するものではないことに併せて留意してください。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
42	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	12	第3	2	(2)				地盤の状況	資料1 地質調査結果は線路下のボーリングデータであり、当該敷地の調査結果ではありません。応募時には資料1を元に構造計画をし、建設費用を算出しますが、実施設計を進めるにあたり、当該地でのボーリング調査結果が資料1と異なった場合には、増減精算対象と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に示す地質調査結果は参考資料です。特定事業用地に関するボーリングデータは入札公告時に示します。
43	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	13	第3	2	(2)				地盤の状況	令和8年度に特定事業用地の一部で県が追加調査を実施予定とのことですが、調査結果を公開予定の場合、時期をご教示ください。	要求水準書（案）に示す地質調査結果は参考資料です。特定事業用地に関するボーリングデータは入札公告時に示します。
44	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	13	第3	2	(2)					附属事業の設計に地質調査が必要になった場合、地質調査業者登録を求める予定でしょうか。設計担当企業が地質調査を実施する場合の要件もご教示ください。	附属事業の設計に必要な地質調査を実施する場合において、現時点で設計担当企業に地質調査業者登録を必須とする予定はありません。なお、地質調査の実施にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、調査内容に応じて必要な技術的能力及び実施体制を確保してください。
45	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	13	第3	2	(3)	ア	(ア)		埋蔵文化財の状況	必要に応じて当初予定範囲を超えて埋蔵文化財調査をする場合、その費用を全て民間事業者①が負担することはあまりに過分でありますので、当該範囲につきましては、県・市の負担としていただきますようお願い申し上げます。	埋蔵文化財調査の取扱いについて、提案によっては、事業者が実施する埋蔵文化財の範囲は限定的であることから、原案のとおりとします。また、埋蔵文化財調査の結果、県が提示した条件から合理的に予想できない事由により、当初想定を超える調査範囲の拡大、設計変更、工事費の増加又は工期への影響が生じた場合の取扱いについては、県と民間事業者①が協議のうえ決定するものとします。なお、附属事業施設用地における埋蔵文化財発掘調査費用については、事業費に含むものとします。詳細は入札公告時に示す各種契約書（案）を確認してください。
46	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	13	第3	2	(3)	ア	(ア)		埋蔵文化財調査	民間事業者が費用負担して実施する場合、発注者（文化財調査機関）の指示に従って、埋蔵文化財確認調査を実施した上で、埋蔵文化財本発掘調査を実施する手順でよろしいでしょうか。	埋蔵文化財確認調査を実施した上で、埋蔵文化財本発掘調査を実施する手順になることは決定しておりません。埋蔵文化財確認調査の必要の有無については事業対象地周辺の埋蔵文化財発掘調査履歴等から判断します。なお事業対象地については面的調査を想定しております。
47	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	13	第3	2	(3)	ア	(ア)		埋蔵文化財の状況	西側敷地の埋蔵文化財発掘調査を実施済みの調査地について、公開可能な調査地の調査費用、調査面積、調査期間（工期）をご教示願います。	西側敷地における埋蔵文化財発掘調査の実施状況については、「別添資料【特定事業・附属事業編】資料2 埋蔵文化財調査の状況」を確認してください。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
48	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	13	第3	2	(3)	イ	(ア)		埋蔵文化財について	埋蔵文化財の調査については、原則として発注者側で対応・負担すべきものと認識しております。つきましては、当該調査業務及び費用負担を民間事業者に求める理由・背景をご教示ください。 また、仮に本要件の通り民間事業者にて実施・負担せざるを得ない場合、本事業の予算のうち本調査に関してどの程度の費用・予算を見込んでいるのか、併せてご教示ください。	特定事業施設用地における埋蔵文化財調査については、要求水準書（案）に示すとおり、県が令和8年度から令和10年度にかけて埋蔵文化財発掘調査を実施する予定であり、特定事業施設用地の大部分については県が対応することを想定しています。民間事業者①に費用負担を求める範囲は、「別添資料【特定事業・附属事業編】資料2 埋蔵文化財調査の状況」に示す「県が埋蔵文化財調査を行わない範囲」かつ車道及び車道と一体的に整備される歩道と建築物を設置する場合と限定的です。 民間事業者①が実施する埋蔵文化財調査に係る費用については、事業者の提案内容により調査範囲及び調査内容が異なることから、県から想定費用又は予算額を示す予定はありません。 なお、附属事業施設用地における埋蔵文化財発掘調査費用については、事業費に含むものとします。
49	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	13	第3	2	(3)	イ	(ア)		埋蔵文化財について	附属事業施設の埋蔵文化財発掘調査は、車道及び車道と一体的に整備される歩道のみを対象とする理由をご教示いただけないでしょうか。	発掘調査を要する場合の基本的な考え方については、別添資料①を確認してください。 「車道および車道と一体的に整備される歩道を対象」としている理由は、相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれる恒久的な構造物となるため、調査を必要とします。 なお、埋蔵文化財に対する具体的な対応方針等については、文化財担当課に発掘通知などの届け出（工事内容を含む）が提出された後に確定するものとお考え下さい。
50	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	14	第3	2	(5)				既存水路	既存水路の移設費用は今回の事業費に含まれていますでしょうか。また水路の移設は開発許可申請は不要とし、工事は契約後に協議したのち、早々に着手可能でしょうか。（設計期間・工事期間が短く工程に影響するため）	既存水路の移設、改修等に係る費用については、本事業の事業費に含むものとします。 また、既存水路の移設に係る開発許可その他必要な手続については、関係法令及び関係機関との協議結果を踏まえ適切に対応するものとします。なお、要求水準書（案）に示すとおり、県が予定する埋蔵文化財発掘調査を実施できるよう、民間事業者①は事業着手後速やかに仮設水路を整備し、既存水路の切替えを行うことを想定しています。
51	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	15	第3	2	(7)	(ア)			本件施設の概要	施設の構成として、「アリーナ駐輪場」が外構・その他ではなく諸室等に含まれている理由をご教示ください。	アリーナ駐輪場を諸室等を含めている理由は、現時点において屋内での整備を想定しているためです。なお、アリーナ駐輪場の配置及び整備方法については、要求水準書（案）に示す機能、台数その他の要求水準を満たすことを前提として、事業者の提案によるものとします。
52	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	15	第3	2	(7)	イ	(ウ)		自主事業について	自主事業Cとして分棟とする場合、アクセス道路に接道すること。とありますが配置の自由度を増すため、接道せず、公園敷地内の建物として同条件を外してもらえないでしょうか。	事業区域は、ご質問にある「公園敷地」に位置付けられておりません。なお、自主事業Cとして整備する施設については、要求水準書（案）に示すとおり、建築基準法第42条に規定する道路との接道条件を満たした敷地を設定し、個別の敷地として建築確認申請を行うことを前提としています。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
53	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	15	第3	2	(7)	ウ			階数・高さ	変更予定の都市計画の内容をご教示ください。	事業者募集をする上での条件は以下の通りです。 ・用途地域：商業地域 ・高度：15m～25m ・容積率：200%～400%・防火地域 ・建ぺい率：60%～80% ・土地利用方針：本事業の理念に沿うこと なお、都市計画決定にあたっては、樺原市都市計画審議会への附議等、都市計画法上の必要な手続きを経ることが必要となります。そのため、公表した内容をもって都市計画の変更が行われることを確約するものではありません。また落札候補者として選定された場合でも、落札候補者の提案に基づいた都市計画の変更が行われることを確約するものではないことに併せて留意してください。
54	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	17	第3	3	(1)	エ	(カ)	a	雨水の処理	関係法令等を遵守のうえ、オンサイト貯留槽を計画するものと理解してよろしいでしょうか。貯留槽の構造は、RCあるいはプラスチック等構造材料条件はありますか。また、周辺地域のオフサイト貯留槽の計画はないものと理解してよろしいでしょうか。	雨水処理については、関係法令等を遵守のうえ、事業者において適切な計画を行ってください。なお、雨水貯留施設の設置方法、構造形式及び使用材料について、県が指定するものではなく、要求水準書（案）に示す機能及び性能を満たすことを前提として、事業者の提案によるものとします。また、現時点において県が周辺地域にオフサイト貯留槽を整備する計画はありません。
55	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	18	第3	3	(1)	オ	(エ)		防犯性	「事業区域内の屋外空間には原則としてゴミ箱を設置しないこと。」と記載されていますが、大会やイベント開催時は主催者側でゴミ箱を用意・設置するという認識で相違ございませんでしょうか。	主催者側でゴミ箱を用意・設置するという認識で問題ありません。
56	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	18	第3	3	(1)	カ	(ア)	d	利便性	運営時間外のアリーナ内部を通過する歩行者動線とはどのような歩行者を想定したものでしょうか？施設関係者の歩行者動線のことでしょうか？	要求水準書（案）における「アリーナ内部を通過する歩行者動線」とは、新駅利用者や周辺住民、その他事業区域内を移動する歩行者を想定したものであり、施設関係者のみの動線を指すものではありません。なお、運営時間外に新駅利用者等がアリーナ建物内を通行することを求めるのではなく、事業区域内の移動については外構等の動線を利用することを想定しています。
57	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	19	第3	3	(1)	カ	(ウ)	d	音響設備の整備	音響の目標性能（何デシベル等）はございますでしょうか。その場合、メインアリーナとサブアリーナの目標性能に違いはありますか。また、24頁(n)に「～各種大会主催者の持込とし、～」とありますが、19頁(ウ)dの示す「～音響設備を整備すること。」というのは、持込に対応できる音響設備環境を整備するまでなのか、それとも常設のスピーカー等での音響設備を整備することなのか、どちらでしょうか。	音響設備の目標性能について、現時点において具体的な音圧レベル（dB）その他の数値基準は定めていません。要求水準書（案）に示す各種競技大会、プロスポーツ興行、各種イベント等に対応できる性能を確保することを前提として、事業者の提案によるものとします。また、要求水準書（案）第3章／3／（2）／エ／（ア）／a／（n）において、大規模大会やBリーグ、SVリーグ等のプロスポーツ公式戦、コンサートその他各種イベントの開催に対応するための音響設備は、各種大会主催者の持込を前提としています。このため、要求水準書（案）第3章／3／（1）／カ／（ウ）／d「屋内で行われるプロスポーツのオープニングセレモニー等、及び各種イベントに対応できる音響設備を整備すること。」については削除します。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
58	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	19	第3	3	(1)	カ	(ウ)		音環境	dにプラスして、ホールツアールレベルの音響設備の追加をお願いします。音響設備があると、コンサートイベントの開催の可能性が上がり、まちづくりの観点からもエリアの価値を上げる必要な設備になるかと思います。	音響設備については、要求水準書（案）に示すとおり、日常利用や各種競技大会に必要な常設設備を整備することを想定しており、大規模大会やBリーグ、SVリーグ等のプロスポーツ公式戦、コンサートその他各種イベントに対応するための音響設備については、各種大会主催者等による持込を前提としています。
59	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	19	第3	3	(1)	カ	(エ)	c	競技用照明	メインアリーナ照明について、B. PREMIER基準を確認しますと、将来的には平均照度が2,000lx以上を確保できることとありますが、本件の目標平均照度はありますでしょうか。TV放送が4K想定、HD想定によって構成が変わりますが、想定はありますでしょうか。	競技用照明について、現時点において平均照度その他の具体的な数値基準は定めていません。要求水準書（案）に示すとおり、プロスポーツ公式戦や各種競技大会の開催に対応できる照明性能を確保することを前提として、事業者の提案によるものとします。また、TV放送について、4K放送又はHD放送のいずれかを前提条件として指定する予定はありません。将来的な利用可能性も考慮し、要求水準書（案）に示す各種競技大会、プロスポーツ興行その他イベント利用に対応できる計画を提案してください。
60	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	21	第3	3	(2)	ア	(ア)		配置計画	アリーナ内に10tトラックが直接進入し、スムーズに搬出入できる導線を確保することを要求水準に入れてください。 災害時の物資輸送拠点となる広域防災拠点とするなら、上記は必須かと思います。また、他の興行・イベントにおいて、上記条件は選ばれた施設としての条件にもなります。	原案のとおりとします。要求水準書（案）に示すとおり、アリーナは災害時に物資輸送拠点となる広域防災拠点として活用することを想定しており、屋外バックヤード、屋内バックヤード及びアリーナ間の動線については、興行等の資機材や支援物資等の搬入に配慮した計画を求めています。
61	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	21	第3	3	(1)	キ	(イ)	b	本施設計画に関する要求水準	「ホームアリーナ検査要項/2028-29シーズン B. PREMIER用」等への対応が求められていますが、将来対応は設備増設・機能拡張の余地確保で足りるのか、初期整備で満たすべき項目（席数・諸室・VIP・演出設備等）の範囲を明確にしていきたいです。	供用開始時に整備すべき内容については、要求水準書（案）に示す席数、諸室、ホスピタリティエリア、観客席その他各種要求水準を満たすことを前提とし、将来的な設備増設及び機能拡張が合理的に可能となるよう計画してください。また、将来対応として確保すべき具体的な内容については、事業者の提案によるものとします。
62	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	22	第3	3	(2)	イ	(カ)		意匠計画	内装等の木質化及び「奈良県地域認証材」の利用等の取り組みについて、数値等の目標はございますか。また、事業者選定における評価基準となりますか。ご教示ください。	内装等の木質化及び「奈良県地域認証材」の利用について、現時点において具体的な数値目標は定めていません。
63	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	22	第3	3	(2)				建築計画	同規模の多くの体育館には、トレーニング室やスタジオが設置されていることが多いですが、今回の計画上は設置予定はないでしょうか。	要求水準書（案）に示すとおり、本施設にはウェイトリフティング室を整備することとしていますが、トレーニング室、スタジオその他の諸室については、事業者の提案によるものとします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
64	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	23	第3	3	(2)	エ	(ア)	(c)	メインアリーナ 天井高	天井高14m（新体操想定）確保について、競技床の「全エリア」で14mを確保するのではなく、新体操競技の演技面については天井高14mを確保できる事とし、その他はバレーボール競技で必要とされる天井高さを確保する等、国体競技施設基準を守る前提で柔軟に考えてもよろしいでしょうか。	要求水準書案のとおりとします。各競技で必要とされる天井高さを確保する等、「第85回国民スポーツ大会 競技施設基準」を守る前提で柔軟に計画することを可とします。
65	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	23	第3	3	(2)	エ	(ア)	(f)	競技床	床は、土間形式で、スポーツ大会実施時は、ポータブル床を敷設して使用できる形式にしてください。 興行・イベントの実施を考えた場合、また、広域防災拠点としての機能確保の観点からも、フロア内にトラックの入場ができ、搬出入を容易にできるようにすることが重要になります。	原案のとおりとします。要求水準書（案）に示すとおり、アリーナは災害時に物資輸送拠点となる広域防災拠点として活用することを想定しており、屋外バックヤード、屋内バックヤード及びアリーナ間の動線については、興行等の資機材や支援物資等の搬入出に配慮した計画を求めています。
66	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	23	第3	3	(2)	エ	(ア)	a (1) i.	大型映像装置の設置	プロスポーツ（Bリーグ、SVリーグ、K1、ライジング等格闘技、Fリーグ）、また、eスポーツ大会の主催者が開催場所として選ぶ基準として、場内周囲を囲むリボンビジョン、センターハンギンビジョンも含めたアリーナに大型映像装置があることが必須です。 「設置できるような設え」ではなく、設置することを要求水準に入れてください。 近年出来ているアリーナがすべて映像装置がある施設になており、コンサートイベント、その他イベントも、映像装置のない施設は選ばれなくなっていくます。まちづくりの観点からも興行・イベントの実施は最重要であり、その点において、大型映像装置機器一式を要求水準に入れることは必須です。	原案のとおりとします。なお、アリーナの稼働率向上等を目的として、民間事業者①が大型映像装置を調達、設置及び維持管理を行う提案を行うことを妨げるものではありません。
67	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	23	第3	3	(2)	エ	(ア)	1	大型映像装置の設置	Bプレミア等の上位リーグ基準に対応するためには、当然としてメインアリーナには大型映像装置の設置が必須です。運営上、各プロスポーツの公式戦やその他イベント等での使用が想定されるため、大型映像装置機器一式を含めた要求水準としてください。	原案のとおりとします。なお、アリーナの稼働率向上等を目的として、民間事業者①が大型映像装置を調達、設置及び維持管理を行う提案を行うことを妨げるものではありません。
68	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	23	第3	3	(2)	エ	(ア)	1	大型映像装置の設置	B.LEAGUE PREMIERをはじめとする上位リーグの開催基準に対応するためには、メインアリーナにおける大型映像装置の設置が事実上必須であると考えます。 また、大型映像装置はプロスポーツ公式戦での利用に加え、各種興行・イベント・コンベンション等においても運営上重要な設備となります。 このため、本施設の競争力及び利便性の確保の観点から、大型映像装置本体、制御設備、表示システムその他必要な関連機器一式について、事業者提案ではなく要求水準として整備対象に含めていただくようご検討ください。	原案のとおりとします。なお、アリーナの稼働率向上等を目的として、民間事業者①が大型映像装置を調達、設置及び維持管理を行う提案を行うことを妨げるものではありません。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
69	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	23 別添資料5	第3	3	(2)	エ	(ア)	(1)	大型映像装置	大型映像装置について、以下の認識でよろしいでしょうか。 ・①センタービジョンと②大型壁面ビジョン（貴賓室から見た正面に設置）の「両方とも」を設置できる設えにする必要がある。 ・①②の高さが被らない様にする為に、センタービジョンは昇降機構等を想定する ・②壁面ビジョンについて、（1）イベント時に設置できる設えがあればよい（常時設置しておく想定で無くてもよい）、（2）短辺（貴賓室から見た正面以外）への設置は必須では無い（提案による）、	大型映像装置については、要求水準書（案）及び別添資料5に示す内容を参考として、事業者の提案によるものとします。また、大型映像装置の取扱いについては、要求水準書（案）に示すとおり、「設置できるような設え」を求めるものであり、現時点において大型映像装置機器一式の整備を要求するものではありません。
70	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	23	第3	3	(2)	エ	(ア)	1	大型映像装置の設置	Bプレミア等の上位リーグ基準に対応するためには、メインアリーナには大型映像装置の設置が必須です。運営上、各プロスポーツの公式戦やその他イベント等での使用が想定されるため、大型映像装置機器一式を含めた要求水準としてください。	原案のとおりとします。なお、アリーナの稼働率向上等を目的として、民間事業者①が大型映像装置を調達、設置及び維持管理を行う提案を行うことを妨げるものではありません。
71	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	23	第3	3	(2)	エ	(ア)	1	大型映像装置の設置	Bプレミア等の上位リーグ基準に対応するためには、当然としてメインアリーナには大型映像装置の設置が必須です。運営上、各プロスポーツの公式戦やその他イベント等での使用が想定されるため、大型映像装置機器一式を含めた要求水準としてください。	原案のとおりとします。なお、アリーナの稼働率向上等を目的として、民間事業者①が大型映像装置を調達、設置及び維持管理を行う提案を行うことを妨げるものではありません。
72	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	23	第3	3	(2)	エ	(ア)	1	大型映像装置の設置	「設置できるような設え」に含まれる具体的な範囲について、屋根構造の荷重、吊り点及び支持架構、昇降設備、電源容量、配線ルート、制御設備並びに放送室との接続設備のうち、事業者が整備すべき項目をご教示ください。 あわせて、大型映像装置本体を設置における、本体の調達・設置費及び事業期間中の維持管理・修繕・更新費は、サービス購入料の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）における「設置できるような設え」とは、大型映像装置の設置を可能とするために必要な構造的・設備的条件を確保することを想定しています。具体的な整備範囲については、要求水準書（案）及び別添資料5を踏まえ、事業者の提案によるものとします。また、大型映像装置本体については要求水準として整備を求めるものではありません。このため、大型映像装置本体の調達・設置費及び事業期間中の維持管理・修繕・更新費は、サービス購入料の対象ではありません。
73	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	23	第3	3	(2)	エ	(ア)	1	大型映像装置の設置	B、PREMIER等の上位リーグ基準への対応に加え、MICEや音楽興行等での施設運営上の必要性を踏まえると、メインアリーナにおける大型映像装置の整備は必須と考えます。そのため、大型映像装置機器一式を要求水準に含めていただくようお願いいたします。	原案のとおりとします。なお、アリーナの稼働率向上等を目的として、民間事業者①が大型映像装置を調達、設置及び維持管理を行う提案を行うことを妨げるものではありません。
74	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	23	第3	3	(2)	エ	(ア)	1	大型映像装置の設置	Bプレミア等の上位リーグ基準に対応するためには、メインアリーナに大型映像装置の設置が必須です。運営上、各プロスポーツの公式戦やその他イベント等での使用が想定されるため、大型映像装置機器一式を含めた要求水準としてください。	原案のとおりとします。なお、アリーナの稼働率向上等を目的として、民間事業者①が大型映像装置を調達、設置及び維持管理を行う提案を行うことを妨げるものではありません。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
75	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	23	第3	3	(2)	エ	(ア)	1	メインアリーナ	大型映像装置については、プロスポーツを行ううえでは、必須の条件です。別添資料として添付されていますが、機器一式を含めた要求水準とすべきではないかと考えます。	原案のとおりとします。なお、アリーナの稼働率向上等を目的として、民間事業者①が大型映像装置を調達、設置及び維持管理を行う提案を行うことを妨げるものではありません。
76	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	23	第3	3	(2)	エ	(ア)	1	大型映像装置の設置	Bプレミア等の上位リーグ基準への対応を前提とすると、メインアリーナへの大型映像装置の設置は必須と考えます。運営面においても、各プロスポーツの公式戦をはじめ各種イベント等での使用が想定されることから、大型映像装置機器一式を含めた形での要求水準としていただくよう、ご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。なお、アリーナの稼働率向上等を目的として、民間事業者①が大型映像装置を調達、設置及び維持管理を行う提案を行うことを妨げるものではありません。
77	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	23	第3	3	(2)	エ	(ア)	1	大型映像装置の設置	大型映像装置機器一式をサービス購入料の対象範囲に含めていただけますでしょうか、また、その更新・保守費用の負担についても併せてご教示ください。	大型映像装置本体については要求水準として整備を求めるものではありません。このため、大型映像装置本体の調達・設置費及び事業期間中の維持管理・修繕・更新費は、サービス購入料の対象ではありません。なお、アリーナの稼働率向上等を目的として、民間事業者①が大型映像装置を調達、設置及び維持管理を行う提案を行うことを妨げるものではありません。
78	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	23	第3	3	(2)	エ	(ア)		メインアリーナ	「国民スポーツ大会基準」や「フットサル等で発生するボール衝撃に耐える壁強度」、「照明はプロスポーツ公式戦や各種競技大会が開催できる照度」等、具体的な数値基準が有ればご教示ください。	要求水準書（案）に示す各種競技大会、プロスポーツ興行その他イベント利用に対応可能な性能を確保することを前提として、事業者の提案によるものとします。
79	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	24	第3	3	(2)	エ	(ア)	b (f)	メインアリーナ 観客席	興行にも配慮した仕様とする、とありますが、飲食もしやすいように座席にカップホルダーの付いた席を標準とすることを入れて欲しいです。	メインアリーナの観客席にカップホルダーを設置するか否かは、事業者の提案によるものとします。
80	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	25	第3	3	(2)	エ	(イ)	b (b)	サブアリーナ 観客席	固定席が300席以上となっていますが、500席以上にしてください。現在のジェイテクトアリーナ奈良で使用されている県内のアマチュアスポーツの大会の代替施設として、サブアリーナの利用が考えられます。施設使用料や大会規模から考えてもメインアリーナを利用することは非効率極まりなく、サブアリーナの稼働がカギになります。各種競技（バスケット、バレー、バドミントン、卓球、ドッチ、ほか）の各カテゴリー（小中高、社会人等）の県大会の準決勝、決勝などで使われており、観客席が300席では少し足りないケースが多くなると見受けられ、500席以上を要求水準に入れてください。	原案のとおりとします。ただし、要求水準を満たすことを前提として、利用促進、利便性向上及び施設の魅力向上に資する提案を行うことを妨げるものではありません。なお、観客席数の具体的な計画については、事業者の提案によるものとします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
81	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	26	3	3	(2)	エ	(カ)		貴賓室・特別室・VIPラウンジ	「供用開始時には多目的に利用可能な会議室として6室程度整備すること」と記載がありますが、求められる規模や利用形態は、自主事業の内容や誘致するイベントによって異なります。ついては、利用者利便性及び事業性の向上に資する提案であることを前提として、部屋数や規模は「6室程度」に限定せずに、事業者の提案を可能とするとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）においては、供用開始時に多目的に利用可能な会議室として「6室程度」の整備を求めています、これは目安を示すものであり、要求水準書（案）に示すホスピタリティエリアの必要面積及び求める機能を満たすことを前提として、部屋数、規模及び構成については事業者の提案によるものとします。
82	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	26	第3	3	(2)	エ	(オ)		会議室	興行・イベントに対応できるように会議室・諸室の数を確保することが必要なと、メインアリーナとサブアリーナが別の団体が利用する場合、サブアリーナ側にも会議室・諸室として利用できる部屋を確保することを要求水準に入れてもらいたいです。	会議室の配置については事業者の提案によるものとします。メインアリーナ及びサブアリーナの利用形態、大会利用時及び日常利用時の運営を考慮し、機能的な配置計画としてください。
83	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	26	第3	3	(1)	エ	(オ)	a	会議室	会議室のAV設備に関する記述がありませんが、特に不要ということでしょうか。（スクリーン、プロジェクター、マイク等）	会議室に求められる機能及び利用用途を踏まえ、スクリーン、プロジェクター、マイクその他必要な設備については、事業者の提案によるものとします。なお、要求水準書（案）に示すとおり、会議、研修、大会本部室、選手控室、主催事業及び自主事業等の多様な用途に対応できる計画としてください。
84	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	26	第3	3	(2)	エ	(カ)	a b	貴賓室・特別室・VIPラウンジ	貴賓室・特別室は、VIPルームとして使える壁、ソファ、机等のベースとなるものまで要求水準に入れてもらいたい。 6室となっているが、8室に増やしてもらいたい。	別添資料【特定事業・附属事業】資料4 参考スポーツ用品・什器・備品リストに記載の什器及び備品は要求水準として求めています。その他は提案とします。
85	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	26	第3	3	(2)	カ	(カ)	c	貴賓室・特別室・VIP ラウンジ	「国民スポーツ大会・全国バラスポーツ大会の開催に必要となる貴賓室その他ホスピタリティ関連諸室」は常設の貴賓室等に仮設の壁等を設けて利用するということですか？設計時に考慮すべき事項はありますか？	国民スポーツ大会・全国バラスポーツ大会開催時に、改修又は仮設整備により必要な諸室を設置することを想定しています。 なお、具体的な改修方法又は仮設整備の内容については現時点で定めていませんが、設計にあたっては、将来的な改修又は仮設整備が可能となるよう必要なスペースを確保するとともに、一般利用者と分離可能な動線を確保してください。詳細な配置、規模、構造及び設備計画については、民間事業者①の提案を基本として、県との協議により定めるものとします。
86	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	26	第3	3	(2)	エ	(ケ)	a	更衣室・シャワー室	4室以上の配置をメインアリーナ側とサブアリーナ側が別団体が利用する場合を想定して、入口から更衣室、フロアへの導線を混じらないように確保するようにして欲しいです。	諸室の配置及び動線計画については、利用形態に応じた円滑な運営が可能となるよう、事業者の提案により適切に計画してください。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
87	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	28	第3	3	(2)	エ	(ナ)		エントランスホール・共用部	5,000人以上が同時に入退場することを考慮し、入場口を8ヶ所以上にして欲しい。	要求水準書（案）に示す機能及び性能を満たすことを前提として、入場口の配置、数量及び運用方法については事業者の提案によるものとします。
88	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	29	第3	3	(4)	オ			非常用電源設備	72時間供給を担保するための燃料備蓄責任、定期的な燃料入れ替え費用、および実負荷試験費用は、サービス対価に含まれますか。	非常用電源設備について、72時間以上の電力供給を確保するために必要となる燃料備蓄、燃料の更新、各種点検及び試験その他要求水準書（案）に示す機能及び性能を維持するために必要な維持管理費用については、サービス購入料に含むものとします。
89	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	30	第3	3	(4)	ア	(キ)		構内情報通信網設備	eスポーツの大会がすぐに行えるように、通信容量を簡易に増幅できる回線が、施設まで来ていて欲しいです。	電気設備については、要求水準書（案）に示すとおり、スポーツ利用に加え、イベント、eスポーツ大会及び映像配信等の多様な利用形態に対応可能な柔軟性、拡張性及び安定性を確保することを求めています。具体的な通信回線容量、回線方式及び将来的な増強への対応方法については、要求水準書（案）に示す機能及び性能を満たすことを前提として、事業者の提案によるものとします。
90	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	31	第3	3	(4)	ア	(タ)	a	テレビ中継設備	4K放送を想定していますか。HD放送を想定していますか。	テレビ中継設備について、現時点において4K放送又はHD放送のいずれかを前提条件として指定はしていません。要求水準書（案）に示す各種競技大会、プロスポーツ興行その他イベント利用に対応可能なテレビ中継設備を整備することを前提として、事業者の提案によるものとします。
91	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	32	第3	3	(5)	ア	(ア)		アリーナ広場	シャトルバスの運行は県又は市の事業と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	要求水準書（案）に記載するシャトルバスは、大会・イベント時等における利用を想定したものです。シャトルバスの具体的な運行主体、運行方法及び費用負担については、イベントの内容等に応じてイベント主催者が判断することとします。
92	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	32	第3	3	(5)				外構計画	アリーナ広場の要求面積・機能水準等（催事対応の電源・給排水・耐荷重、催事車両の進入可否等）をお示しいただきたいです。屋外での興行・イベント想定時の設計と件が現状不明確のため確認です。	アリーナ広場の要求面積、催事対応の電源設備、給排水設備について、現時点において個別の数値基準は定めていません。要求水準書（案）に示すとおり、アリーナ広場は利用者の滞留、交流、イベント利用等に供する空間であり、大会・イベント時における利用を想定した計画としてください。 また、大会・イベント利用を想定し、仮設設備の設置や人の滞留に対応可能な空間構成とするなど、大会・イベント利用に配慮した計画を求めています。具体的な設備内容及び仕様については、要求水準書（案）に示す機能及び性能を満たすことを前提として、事業者の提案によるものとします。 なお、催事車両の進入については、アリーナ広場を原則として歩行者専用空間として計画することを求めています。大会・イベント時等に必要となる車両利用については、事業者の提案によるものとします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
93	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	33	第3	3	(5)	ア	(カ)		アリーナ広場	本件事業範囲外である「自由通路」について、周囲施設との運動性や景観上の一体感を高めるため、自由通路の設計委託業者との打合せ等、情報共有の機会を持つことは可能でしょうか。	自由通路は本事業の事業範囲外ですが、本件施設との接続部の計画、動線計画及び景観形成の観点から、事業者決定後に必要に応じて県、市、自由通路の設計・整備関係者との協議及び情報共有を行うことを想定しています。
94	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	33	第3	3	(5)	イ	(ア)		屋外デッキ	駅を跨ぐ自由通路からアリーナデッキまで続くデッキを要求水準に入れて欲しい。 階段の昇降を減らうことで、アリーナ利用者の利便性を高めたいです。	自由通路と屋外デッキを直接接続することは想定していないため、原案のとおりとします。
95	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	34	第3	3	(5)	ウ	(ク)		屋外バックヤード	アリーナに中継車を2台停められるスペースを確保することを要求水準に入れてください。 BリーグやSVリーグ基準になっていきます。また、中継車から中の中継クルーまでの配線を常設することも要求水準に入れてもらいたいです。	プロスポーツ興行、各種大会及びイベント利用への対応については、要求水準を満たすことを前提として、事業者の提案によるものとします。
96	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	34	第3	3	(5)	エ	(ア)		駐車場	動線上問題がなければ平面駐車場100台の中にVIP用駐車場を含めることは可能ですか？	要求水準を満たすことを前提として、動線計画、安全性及び運営計画に支障がない場合、VIP用駐車スペースを含めて計画することを可とします。
97	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	34	第3	3	(5)	エ	(ア)		駐車場台数	駐車台数100台は必須台数でしょうか、それとも概ね100台程度の確保で良いでしょうか。	西側エリアの駐車場は「100台程度」を確保することとしており、厳密に100台を求めるものではありません。要求水準書（案）に示す機能及び性能を満たすことを前提として、具体的な駐車台数については事業者の提案によるものとします。
98	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	34	第3	3	(5)	エ	(エ)		利用可能な関係者	イベント時に利用可能な「関係者」の範囲をご教示ください。	イベント時に利用可能な「関係者」とは、主催者、運営スタッフ、出演者、選手、審判員、報道関係者、警備員その他イベント運営上必要となる者を想定しています。なお、具体的な対象範囲については、イベント内容及び運営計画に応じて個別に判断するものとします。
99	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	35	第3	3	(5)	エ	(エ)		一般利用者の制限	イベント時の一般利用制限について、物理的閉鎖（ゲート閉鎖等）まで求められますか	利用制限を確実に実施できることを前提として、具体的な制限方法については事業者の提案によるものとします。
100	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	35	第3	3	(5)	エ	(エ)		平常時	平常時における一般利用者の利用は認められるのでしょうか。（病院利用者を含む）	平常時においては、特定事業施設利用者による利用を想定しています。なお、具体的な利用方法及び運用ルールについては、施設の利用状況等を踏まえ、事業者の提案によるものとします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
101	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	36	第3	3	(6)	ア	(イ)		将来の路線バス乗降場の整備水準	東側駅前広場について、将来的な路線バスの乗入れに対応できる路線バス乗降場を確保することとされています。附属事業の完成時には、路線バスの運行開始前であっても、バスの走行・旋回・停車に必要な舗装、乗降場、屋根及び区画線等を含めて完成させる必要があるのか、又は将来整備が可能な空間及び構造条件を確保することでのいか、ご教示ください。	東側駅前広場における路線バス乗降場については、将来的な路線バスの乗入れに対応可能な施設として整備することを想定しています。このため、附属事業の完成時点において、将来の路線バス運行に支障が生じないよう、バスの走行、旋回、停車及び乗降に必要な整備をしてください。
102	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	36	第3	3	(6)	ア	(イ)		駅前広場 ロータリー	ロータリーに、観光用にミニツアー、バスツアーの発着が10台程度同時に可能なスペース要求水準に入れてもらいたい。 観光の発着点としてのまちづくりに必要な要件になるため、バスの発着を想定したロータリーにしてもらいたいです。	原案のとおりとします。なお、要求水準書（案）に示す機能及び性能を満たすことを前提として、観光利用等も考慮した駅前広場及びロータリーの計画については事業者の提案によるものとします。
103	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	36	第3	3	(6)	イ			駅前広場	路線バス乗降場の配置とあるが、路線バスの想定される系統、運行ルートをご教示ください。	路線バスについては、将来的な乗り入れを想定しています。現時点で具体的な想定はございません。
104	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	36	第3	3	(6)	ア	(ウ)		自動車利用者約1,000人／日の表記	「新駅まで自動車で来訪する利用者は約1,000人／日」としつつ、「当該台数は参考値」と記載されています。一方、共通編資料14では当該値は自動車による乗降人員として示され、共通編資料15では乗降客数から車両台数へ換算されています。人数と台数の表記が混在しているため、「当該人数は参考値」等、単位及び数値の意味が明確となるよう修正していただくことをご検討ください。	ご意見を踏まえ、要求水準書（案）第3章／3／（6）／ア／（ウ）の「新駅まで自動車で来訪する利用者は約1,000人／日と想定しているが、当該台数は参考値であることに留意すること。」については削除します。駅利用者に関する需要予測等については、別添資料【共通編】資料14及び資料15を参考としてください。
105	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	36 ～ 38	第3	3	(6)	イ	(ア) (イ)		駅前広場ロータリーの設計方法	東側駅前広場に計画するロータリーについて、ロータリーの外径・内径、車道幅員、中央島の形状及び大きさ、環道の車線数、設計車両、設計速度、バス・タクシー・一般車の乗降場配置、歩行者動線との交錯処理並びに出入口部の接続方法等は、要求水準書、共通編資料9及び資料15を踏まえ、事業者が設定して提案するとの理解でよいでしょうか。また、路線バス、タクシー、一般車及び大型車の利用を想定した場合に、ロータリーの形状、車両動線、優先関係、進入・退出方向、右左折方法等について、県があらかじめ指定する設計条件又は関係機関との協議済みの前提条件がある場合はご教示ください。	東側駅前広場に計画するロータリーの外径・内径、車道幅員、中央島の形状及び規模、環道の車線数、設計車両、設計速度、乗降場配置、歩行者動線との交錯処理並びに出入口部の接続方法等については、要求水準書（案）、別添資料【共通編】資料9、資料14及び資料15を踏まえ、事業者が提案するものとします。なお、設計時において関係機関との協議結果を踏まえ、必要に応じて計画へ反映してください。
106	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	36 ～ 38	第3	3	(6)	イ	(ア) (イ)		西側サブロータリーの設計方法及び利用車両	西側に計画するサブロータリーについて、ロータリーの設置目的、想定する利用車両、外径・内径、環道幅員、車線数、中央島の形状及び規模、設計車両、設計速度、進入・退出方向、停車・乗降場の配置並びに東側駅前広場及び周辺道路との役割分担は、要求水準書、共通編資料9及び資料15を踏まえ、事業者が設定して提案するとの理解でよいでしょうか。また、西側サブロータリーについて、路線バス、タクシー、一般車、病院関係車両、搬入車両及び災害時車両等のうち、提案時に利用を想定すべき車両、対面通行又は一方通行の別、車両の待機・滞留場所、歩行者・自転車動線との交錯処理等について、県が指定する設計条件又は関係機関との協議済みの前提条件がある場合はご教示ください。	西側サブロータリーの設置目的、想定利用車両、外径・内径、環道幅員、車線数、中央島の形状及び規模、設計車両、設計速度、進入・退出方向、停車・乗降場の配置並びに東側駅前広場との役割分担については、要求水準書（案）、別添資料【共通編】資料9、資料14及び資料15を踏まえ、事業者が提案するものとします。なお、設計時において関係機関との協議結果を踏まえ、必要に応じて計画へ反映してください。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
107	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	37 ～ 38	第3	3	(6)	イ	(ア) (キ)		アクセス道路の設計速度及び幾何構造	アクセス道路は関係法令及び道路構造令等に準拠することとされ、共通編資料15では令和5年度時点の参考検討として第4種第3級、車道有効幅員3.0m等が示されていますが、設計速度は示されていません。提案時の設計速度は、要求水準書、共通編資料8・9及び計画交通量を踏まえ、事業者が設定するとの理解でよいでしょうか。また、既存道路との接続部や敷地条件により、当該設計速度に応じた曲線長、片勾配、曲線部拡幅等の基準値を確保することが困難な箇所は、走行性及び安全性を確認した上で、道路管理者との協議により構造を決定するとの理解でよいでしょうか。	アクセス道路の設計速度については、要求水準書（案）、別添資料【共通編】資料8、資料9、入札公告時に示す資料17及び計画交通量等を踏まえ、事業者が設定するものとします。なお、別添資料【共通編】資料14及び資料15に示す内容は参考資料として取り扱ってください。 また、既存道路との接続条件、敷地条件その他の制約により、当該設計速度に応じた各基準値の確保が困難な場合は、関係法令等を遵守し、走行性及び安全性を確保したうえで、道路管理者等との協議により適切な構造を決定してください。
108	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	38	第3	3	(6)	ア	(サ)		駅前広場舗装仕様(排水性舗装・透水性インターロッキング)の指定範囲	車道部の排水性舗装、歩道部の透水性インターロッキング舗装の指定について、西側サブロータリー(屋根なし範囲)や自転車歩行者専用道路も同様の仕様指定の対象となるか、適用範囲をご教示ください。	排水性舗装及び歩道部の透水性インターロッキング舗装については、要求水準書（案）に示す駅前広場を対象とするものです。その他については、要求水準書（案）に示す機能及び性能を満たすことを前提として、事業者の提案によるものとします。
109	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	38	第3	3	(6)	ウ	(ア)		駅前駐輪場	駅前駐輪場を附属事業として整備するにあたり、整備後の運営において時間制料金や月額料金を設定する想定はございますでしょうか。	駅前駐輪場の整備後の運営については、今後協議にて決定します。
110	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	38	第3	3	(6)	イ	(エ) (カ)		自転車歩行者専用道路内の分離方法	自転車歩行者専用道路については、幅員4m以上を確保し、車両動線と明確に分離することが求められています。当該道路内における自転車と歩行者の分離については、想定交通量、安全性、動線の連続性及び交差部の処理等を踏まえ、構造的分離、視覚的分離又は混在利用のいずれとするかを事業者が設定し、提案するとの理解でよいでしょうか。	自転車歩行者専用道路内における自転車と歩行者の分離方法については、想定交通量、安全性、動線の連続性、交差部の処理等を踏まえ、構造的分離、視覚的分離又は混在利用のいずれとするかを事業者が提案するものとします。
111	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	38	第3	3	(6)	ウ	(ア)		駅前駐輪場の必要台数	共通編資料14を参考に、東西エリアにそれぞれ必要な駐輪台数を確保することとされています。また、共通編資料14及び資料15では、東側120台、西側180台が算定されています。これらの台数は提案時に確保すべき最低台数ではなく、最新の需要予測、配置条件及び運用計画等を踏まえ、事業者が必要台数を設定するための参考値との理解でよいでしょうか。	別添資料【共通編】資料14及び資料15に示す駐輪台数は参考値であり、提案時に確保すべき最低台数を示すものではありません。要求水準書（案）に示すとおり、東西エリアにそれぞれ必要な駐輪台数を確保することを前提として、最新の需要予測、配置条件、運用計画等を踏まえ、事業者が適切な駐輪台数を設定し提案するものとします。
112	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	41	第4	2	(4)	コ			建設業務	民間事業者①が善管注意義務を尽くしても避けることができない事由によって隣接した建物や道路などに損害を与えた場合は、県・市の負担としていただきますようお願い申し上げます。	損害が発生した場合の費用負担については、発生原因、帰責性を踏まえ個別に判断するものとします。詳細は入札公告時に示す各種契約書（案）を確認してください。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
113	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	41	第4	2	(4)	サ			建設業務	民間事業者①が善管注意義務を尽くしても避けることができない事由によって周辺地域に水枯れなどの被害が発生し、民間事業者①が対応をした際、その対応費は県・市の負担としていただきますようお願い申し上げます。	水枯れなどの被害が発生した場合の費用負担については、発生原因、帰責性を踏まえ個別に判断するものとします。詳細は入札公告時に示す各種契約書（案）を確認してください。
114	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	41	第4	2	(4)	ス			建設業務	事業実施の支障となる地上工作物等がある場合、協議の上、民間事業者①が撤去を行います、その費用は県・市の負担としていただきますようお願い申し上げます。	地上工作物の所有区分、帰責性を踏まえ個別に判断するものとします。詳細は入札公告時に示す各種契約書（案）を確認してください。
115	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	41	第4	2	(4)	ソ			西側接続道路の設計条件	西側接続道路について、搬入車両及び支援物資車両の通行に支障をきたさない第4種第4級以上の性能を有するものとされています。提案時の道路区分、種級、設計速度、設計車両及び横断構成は、この条件を満足する範囲で事業者が設定するとの理解でよいでしょうか。また、大型車の対面通行、付加車線又は歩道等について、道路管理者との既往協議により前提条件が定められている場合はご教示ください。	西側接続道路の道路区分、種級、設計速度、設計車両及び横断構成については、要求水準書（案）に示す「搬入車両や支援物資車両の通行に支障をきたさない、第4種第4級道路以上の性能」を満たすことを前提として、事業者の提案によるものとします。なお、現時点の前提条件は、別添資料【共通編】資料9のとおりです。
116	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	42	第4	2	(7)	ア	(イ)		近隣対応等	現時点において、近隣の方々との決定事項等ございましたらご教示ください。	現時点において、本事業に関して近隣住民等との間で事業者に提示すべき決定事項はありません。ただし、今後、近隣の方々との調整の中で新たな事項が発生する可能性はございます。
117	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	42	第4	2	(7)	ア	(エ)		近隣対応等	民間事業者①が善管注意義務を尽くしても避けることができない建設工事等に関する近隣からの苦情等について、誠心誠意窓口として対応いたしますが、その費用負担につきましては、県・市の負担としていただきますようお願い申し上げます。	苦情等の対応に関する費用負担については、発生原因、帰責性を踏まえ個別に判断するものとします。詳細は入札公告時に示す各種契約書（案）を確認してください。
118	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	43	第4	2	(7)	イ	(ア)		安全対策	民間事業者①が善管注意義務を尽くしても避けることができない事故・災害等が発生した場合又はそのおそれが生じた場合は、被害の拡大防止及び応急対応を速やかに実施しますが、その費用負担は県・市の負担としていただきますようお願い申し上げます。	事故・災害等の対応に関する費用負担については、発生原因、帰責性を踏まえ個別に判断するものとします。詳細は入札公告時に示す各種契約書（案）を確認してください。
119	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	43	第4	2	(7)	ウ	(イ)		環境対策	民間事業者①が善管注意義務を尽くしても避けることができない事由によって周辺環境に影響等が発生した場合は、誠心誠意対応させていただきますが、その費用負担につきましては、県・市の負担としていただきますようお願い申し上げます。	周辺環境に影響等が発生した場合の対応に関する費用負担については、発生原因、帰責性を踏まえ個別に判断するものとします。詳細は入札公告時に示す各種契約書（案）を確認してください。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
120	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	43	第4	2	(8)	ウ			開発許可を要する場合の留意点	「担当課と協議を行うこと」とありますが、事業者に決定していない組織が決定前に協議可能でしょうか。提案は開発許可申請不要とし、決定後協議ではないでしょうか。	実施方針に示すとおり、提案書類作成にあたり、提案内容が関係法令・基準等に適合するか否かについて、県又は市の関係機関と協議を実施することは可とします。
121	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	44	第4	2	(8)	ウ			開発許可手続きにおける附属事業の役割分担	都市計画法第37条第1号の適用を想定した開発許可手続について、駅前広場・アクセス道路に係る開発許可申請は特定事業(アリーナ)の申請と一体で行うのか、附属事業として別途申請を行うのか、手続き主体(申請者)の考え方を教えてください。	都市計画法第37条第1号の適用を想定した開発許可手続については、特定事業施設用地を対象として実施することを想定しています。また、駅前広場及びアクセス道路に係る附属事業施設用地は、開発許可申請の対象敷地を含むことは想定していません。特定事業施設用地に係る開発許可申請については、民間事業者①が申請主体となることを想定しています。詳細な手続については、事業者決定後に関係機関との協議を踏まえて決定することとします。
122	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	45	第4	2	(10)	エ			所有権の取扱い	「特定事業施設の県への所有権移転を行うこと。」とありますが、時期は特定事業施設の引渡日という認識でよろしいでしょうか。	特定事業施設の所有権移転の時期は、要求水準書（案）に示す特定事業施設の引渡日とします。
123	要求水準書 【特定事業・附属事業編】		第4	2	(10)				引渡し業務	年度・中間・竣工検査は施工に対する検査との認識でよろしいでしょうか・設計業務において年度払いに対応した設計途中での出来高を算出することが難しく、同様に検査を伴う場合には設計途中成果品の提出も難しいです。設計工期に合わせた出来高想定の設計料を年度払いの金額と考えてよろしいでしょうか。	年度検査、中間検査及び竣工検査については、主として施工成果に対する検査を想定しています。なお、設計業務については、要求水準書（案）に示すとおり、基本設計図書及び実施設計図書の提出並びに県の承認により履行を確認するものとします。また、設計業務に係る支払いは、設計期間の経過や設計工期に応じて行うことを想定していません。設計業務に係る支払いについては、入札公告時に示す各種契約書（案）を確認してください。
124	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	46	第5	1	(2)	イ			対象業務	開業準備業務における、「県の国民スポーツ大会・全国バラスポーツ大会課との調整業務」は、いつから開始される想定でしょうか。当該業務にかかるな費用を試算する必要があるためご教えてください。	「県の国民スポーツ大会・全国バラスポーツ大会課との調整業務」については、要求水準書（案）に示す開業準備業務期間のうち、「国民スポーツ大会・全国バラスポーツ大会対応段階」（令和13年7月1日から令和13年11月30日まで）における実施を想定しています。
125	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	46	第5	1	(2)				対象業務	「供用開始」とありますが、「供用開始」と「開業」の違いをご教えてください。	「供用開始」と「開業」は同義として使用しています。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
126	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	47	第4	2	(1)	ウ			利用料金体系の設定	利用料金体系については民間事業者①が検討することと記載されていますが、民間事業者①が企画提案を行い、事業者選定後に県との協議を経て利用料金体系を決定するとの理解でよろしいでしょうか。 また、(エ)に記載されている基本区分については、利用料金体系を検討するための基本的な考え方としての「目安」であり、本事業の理念実現や利用者利便性の向上に資する場合には、民間事業者①の提案により区分の細分化や統合を行うことも可能との理解でよろしいでしょうか。	利用料金体系については、民間事業者①が提案を行い、事業者選定後に県との協議を経て決定することを想定しています。なお、利用料金については、県の承認を得るものとします。また、第5章／2／（1）／ウ／（エ）に示す利用形態の区分については、利用料金体系を検討する際の基本的な考え方を示したものであり、事業者の提案により区分の細分化や統合を行うことも可とします。
127	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	47	第4	2	(1)	エオ			予約システム等整備業務 事前広報業務	県の指定する予約システムについて、システムの概要及び機能、利用対象者をご教示ください。特に、本施設の公式ホームページを新たに構築する場合において、当該予約システムとの連携や、他システムとのデータ連携は可能との理解でよろしいでしょうか。	県では施設予約システムを現在運用していますが、本施設の公式ホームページとの連携及び他システムとのデータ連携については、県が指定する予約システムの仕様及びセキュリティ要件を踏まえて協議するものとします。 ただし、令和10年度中にシステム更改を予定しており、現在検討を進めています。新システムの仕様や費用負担については、決定次第お示しします。
128	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	47	第4	2	(1)	エオ			予約システム等整備業務 事前広報業務	当該予約システムは一般利用者向けの施設予約を想定したものか、イベント主催者向けの利用申請を想定したものか、併せてご教示ください。 さらに、県の指定する予約システムを利用する場合、システム利用料、導入費用、保守費用等について民間事業者①の負担は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	県が現在運用している施設予約システムは、一般利用者による施設予約及びイベント主催者等による利用申請の双方を想定しています。 また費用負担については、県と事業者の協議のうえ、必要と認められる数のライセンスについては県が負担しています。 ただし、令和10年度中にシステム更改を予定しており、現在検討を進めています。新システムの仕様や費用負担については、決定次第お示しします。
129	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	47	第5	2	1	エ	ア		予約システム等整備業務	予約システムについては、県が所有するシステムの認識で大丈夫でしょうか？このシステムはすでに運用されていますでしょうか？	県では施設予約システムを現在運用していますが、令和10年度中にシステム更改を予定しており、現在検討を進めています。新システムの仕様や費用負担については、決定次第お示しします。
130	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	47	第5	2	(1)	オ	(ウ)	a	事前広報業務	「サーバー、周辺機器・・・に係る費用は民間事業者の負担」とありますが、サーバー、周辺機器は外部の委託やリースが可能でよろしいでしょうか。	サーバー及び周辺機器については、民間事業者①の責任及び費用負担により、外部委託又はリースにより調達することを可とします。
131	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	48	第5	2	(2)	イ			事前広報業務	事前広報業務において、「供用開始直後から各種大会・イベント等が開催できるよう、十分なPR 活動を行うこと。」とありますが、ここでいう「供用開始直後」とは、令和13年5月31日を指しているのでしょうか。国民スポーツ大会パラ大会後を指しているのでしょうか。開業式典後を指しているのでしょうか。	「供用開始直後」とは、開業準備業務期間後の令和14年4月1日～を指しております。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
132	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	48	第5	2	2	ウ	ア		国民スポーツ大会・全国バラス ポーツ大祭対応段階	運営体制についてですが、大会運営が順調に進むような人員配置が必要と考えますが、その認識でよろしいでしょうか？ 想定サービス購入費があればご教示ください。	国民スポーツ大会・全国バラスポーツ大会対応段階においては、県は両大会の総合的な準備及び運営、開会式・閉会式の実施並びに全国バラスポーツ大会競技会の運営に必要な業務を行い、市は国民スポーツ大会競技会の実施に必要な業務を行います。民間事業者①は、これらの業務が円滑に実施されるよう、必要な業務実施体制を構築してください。
133	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	48	第5	2	2	ウ	ア		国民スポーツ大会・全国バラス ポーツ大祭対応段階	国スポ等の運営期間中に電気使用量等が通常使用よりも増えることが予測されますが、デマンドが上がり、基本料金が増額になる場合、追加で発生した費用については、県の補填があるとの認識でよろしいでしょうか？	県によるアリーナ占用期間中において、本件施設の維持管理及び運営に必要な光熱水費については、サービス購入料に含むものとします。ただし、基本料金の増額等が発生する場合の費用負担については、実際の利用状況及び発生要因を踏まえ、県と民間事業者①が協議のうえ決定するものとします。
134	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	49	第5	2	(3)	イ			開館式典及び開館記念イベント	開館式典、内覧会及び開館記念イベントについては、サービス購入料を原資として実施する主催事業との理解でよろしいでしょうか。また、スポンサー協賛や広告掲出等により収入を得る可能性も考えられますが、当該事業については収益獲得を主目的とするものではなく、原則として収益事業には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	開館式典、内覧会及び開館記念イベントは、要求水準書（案）に基づき民間事業者①が実施する開業準備業務であり、その実施に必要な費用についてはサービス購入料に含むものとします。また、スポンサー協賛、広告掲出その他の収入を得ることを妨げるものではありませんが、当該業務は施設の供用開始に向けた開業準備業務として実施するものであり、収益獲得を主目的とする事業とは位置付けていません。
135	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	49	第5	2	(3)	イ			開館式典及び開館記念イベント	開館式典については招待者の選定を県が行うこととされていますが、招待者への案内、出欠確認その他の連絡調整についても県が主体となって実施するとの理解でよろしいでしょうか。なお、民間事業者①が支援を行うことを想定している場合は、県と民間事業者①の役割分担についてご教示ください。	開館式典における招待者の選定は県が行うものとします。招待者への案内、出欠確認その他の連絡調整については、民間事業者①が実施してください。
136	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	49	第5	2	3	イ	ア		開館式典及び内覧会・開館イベント	開館式典・内覧会・開館記念イベントの費用について、サービス購入費の範囲で提案するか、別途費用を県から頂けるかご教示ください。	開館式典、内覧会及び開館記念イベントは、要求水準書（案）に示す開業準備業務の一環として実施するものであり、その実施に必要な費用についてはサービス購入料に含むものとします。
137	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	50	第6	1	(3)	ア	(イ)		施設の開館日等 利用時間	興行利用時に午前9時から午後9時を超える可能性が高く、包括的な県の承諾を得られるようにしておきたい。	利用時間については、要求水準書（案）に示すとおり、原則として午前9時から午後9時までとしています。民間事業者①の提案により、各諸室別に延長して設定することを可能としています。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
138	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	50	第6	1	(3)	ア			施設の開館日等	「12月28日から翌年1月4日までを除き、原則開館日とする。なお、定期点検等、アリーナの維持管理上必要な休館日は、事前に県と民間事業者①が協議して決定する。」とありますが、施設の適切な維持管理（定期点検やメンテナンス等）を実施する観点から、年末年始以外に最低月1回程度の休館日を設けることは必要と考えます。少なくとも最低月1回の休館日を設けることは可能としていただけないでしょうか。	休館日については、要求水準書（案）に示すとおり、定期点検等、アリーナの維持管理上必要な休館日を、事前に県と民間事業者①が協議して決定するものとします。したがって、年末年始以外においても、維持管理上必要な休館日を設定することは可とします。
139	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	50	第6	1	(1)	ア	(ア)		部会	運営・維持管理業務部会の定例会について、初回の開催時期、開催頻度を御教示願います。	運営・維持管理業務部会の初回開催時期及び開催頻度については、現時点で決めていません。事業者において、業務内容及び実施体制を踏まえた開催時期及び開催頻度を提案してください。なお、詳細については、事業者決定後に県と民間事業者①が協議のうえ決定するものとします。
140	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	50	第6	1	(1)	イ	(イ)		業務責任者	運営責任者に求める経験として、「体育館もしくは同種又は類似施設における管理運営責任者又はそれに準ずる立場での業務実績」により確認すると記載されていますが、「同種又は類似施設」とは、体育館に限らず、本施設の利用が想定されるスポーツ利用、MICE、音楽興行、展示会、コンサートその他の多様なイベントの開催及び一般利用者への施設貸出を行う多目的施設を含むとの理解でよろしいでしょうか。	「同種又は類似施設」とは、体育館に限らず、本件施設で想定される機能を有している多目的施設を含みます。
141	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	50	第6	1	4	エ			トレーニング等指導・相談業務	トレーニング等の指導・相談については、トレーニングルームでなく、関連諸室を活用して実施でよろしいでしょうか？	要求水準書（案）に示す業務内容を適切に実施できることを前提として、会議室その他の関連諸室を活用して実施することを可とします。なお、具体的な実施場所及び実施方法については、民間事業者①の提案によるものとします。
142	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	51	第6	1	(5)				防火管理者	防火管理者は常に常駐ではないとの認識でよろしいでしょうか。	防火管理者について、本件施設への常駐は求めています。
143	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	51	第6	1	(7)	イ	(ア)		利用料金	「県の承認」について、合理的な料金設定であれば原則として承認される、との理解でよろしいでしょうか。また、利用料金の改定についても同様のプロセスと考えてよろしいでしょうか。	利用料金については、別添資料【特定事業・附属事業編】資料1「利用料金等の考え方」（入札公告時に示す）を踏まえ、民間事業者①の提案内容及び県との協議により決定するものとします。利用料金の改定についても同様とします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
144	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	53	第6	2	(1)	オ			事故発生時	事故発生時の県への報告の頻度は月一でまとめて報告でよろしいでしょうか。（重要事案は速やかに報告をします。）	事故発生時の県への報告については、要求水準書（案）に示すとおり、事故の発生状況及び対応内容を記録するとともに、利用者の急病、事故その他重要な事案が発生した場合は、直ちに県へ報告してください。 なお、軽微な事案については、月報等によりまとめて報告することを想定していますが、具体的な報告区分、報告方法及び報告時期については、事業者決定後に県と民間事業者①が協議のうえ定めるものとします。
145	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	53	第6	2	(1)	カ	(ケ)		災害等発生時の対応	災害時に物資輸送拠点が開設・長期化した場合、民間事業者が予定していた自主事業等の休止に伴う「逸失利益」の補填は協議・費用負担の対象に含まれますでしょうか。	自主事業の休止等に伴う逸失利益の取扱いについては、実施方針 別紙2_【ひな型】災害時における広域防災拠点指定施設に関する協定書を確認してください。
146	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	53	第6	2	(1)	カ	(ケ)		災害等発生時の対応	物資輸送拠点が開設された場合の民間事業者①の協力義務について、要求水準では「物資輸送拠点の運営…管理及び配布等に協力しなければならない」と記載があるものの、大規模災害の発生時は、業務従事者自身の被災や出勤困難、身の安全確保が優先される状況が想定されます。別紙においては、「可能な限り協力するものとする」と記載されておりますが、ここでの協力範囲は、従事者の安全確保がなされた上で対応可能な体制の範囲での協力という解釈で相違ございませんでしょうか。	要求水準書（案）に示す「協力」とは、業務従事者の安全確保を前提として、対応可能な体制の範囲内で実施することを想定しています。
147	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	53	第6	2	(1)	カ	(ケ)		災害等発生時の対応	物資輸送拠点が開設に伴い、夜間・休日等の時間外対応をはじめ、通常の維持管理・運営の範囲を超える想定外の業務や体制構築が必要になることが見込まれます。つきましては、物資輸送拠点の運営に伴い発生する追加業務に係る費用については、通常のサービス購入料とは別に実費精算等の対象となるという認識で相違ございませんでしょうか。	自主事業の休止等に伴う逸失利益の取扱いについては、実施方針 別紙2_【ひな型】災害時における広域防災拠点指定施設に関する協定書を確認してください。
148	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	53	第6	2	(1)	カ	(ケ)		災害等発生時の対応	特定事業の光熱水費についての記載がございませんが、貴県負担という理解でよろしいでしょうか。	自主事業の休止等に伴う逸失利益の取扱いについては、実施方針 別紙2_【ひな型】災害時における広域防災拠点指定施設に関する協定書を確認してください。
149	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	54	第6	2	1	イ			県主催事業等への協力	県が実施する大規模大会の運営業務や県の特別な事情により施設を利用する必要がある場合には協力することとありますが、時間外等での協力がある場合には、別途費用を頂ける認識でよろしいでしょうか？	通常の運営・維持管理業務の範囲を超える追加業務が発生した場合の実施主体及び費用負担については、業務内容に応じて県と民間事業者①が協議のうえ決定するものとします。
150	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	50	第6	2	(1)	キ	(イ)		県主催事業等への協力	県が実施する大規模大会における運営の協力について、現状想定される業務や頻度をご教示いただけますでしょうか。	具体的な協力内容については、大会の規模、内容及び開催方法に応じて異なるため、個別の大会ごとに県と民間事業者①が協議のうえ決定するものとします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
151	要求水準書 【特定事 業・附属事 業編】	56	第6	2	(3)	エ カ			広報・PR業務	エ スポーツ関連情報及びカ 周辺施設については、一般利用者に案内・情報提供を行うという理解でよろしいでしょうか。	第6章／2／（3）／エ「スポーツ関連情報」及びカ「周辺施設の案内」については、施設利用者その他の一般利用者に対し、必要な案内及び情報提供を行うことを想定しています。
152	要求水準書 【特定事 業・附属事 業編】	56	第6	2	(6)				自主事業	自主事業については、民間事業者①が自ら企画・主催・実施する事業を指すとの理解でよろしいでしょうか。 一方で、第三者が施設利用者として施設を借り受け、興行、イベント、展示会、大会等を実施する場合については、自主事業には該当せず、一般的な施設貸出利用として整理されとの理解でよろしいでしょうか。 第三者が施設を利用して実施するイベント等についても、自主事業として整理することを想定している場合は、その考え方及び上記の構成員Bによる自主事業との区分をご教示ください。	自主事業とは、要求水準書（案）に示すとおり、民間事業者①が自ら企画し、独立採算により実施する事業を指します。 一方、第三者が施設利用者として施設を借り受け、興行、イベント、展示会、大会等を実施する場合は、自主事業には該当せず、施設の貸出利用とします。
153	要求水準書 【特定事 業・附属事 業編】	56	第6	2	(5) (6)				主催事業 自主事業	主催事業については、サービス購入料を原資として実施する事業であると理解しております。 一方で、イベントの企画・運営にあたっては、民間事業者①の独立採算を基本としつつ、主催事業費を補完的に活用することも想定しております。例えば、イベント自体は有料としながらも、県民向けには入場料を無料又は低廉な料金とするために主催事業費を活用する場合などが考えられます。 このように、一部入場料収入等を得ることを前提としながら、サービス購入料を活用して持続性や県民還元を高める事業についても、主催事業として実施可能との理解でよろしいでしょうか。	主催事業はサービス購入料を原資として民間事業者①が企画・実施する事業です。 主催事業によって得られた収入は民間事業者①の収入とします。したがって、一部入場料収入等を得ることを前提としながら、サービス購入料を活用して持続性や県民還元を高める事業についても、主催事業として実施することは可とします。 なお、具体的な事業内容については、要求水準書（案）に示す主催事業の目的及び条件を満たすことを前提とし、実施の可否は、主催事業年度実施計画書の内容を踏まえ県が承認した場合に実施可能とします。
154	要求水準書 【特定事 業・附属事 業編】	56	第6	2	(5) (6)				主催事業 自主事業	自主事業は任意で実施するものと理解しておりますが、主催事業については、県が現時点で想定している年間の実施頻度及び事業規模についてご教示ください。	主催事業の内容、実施回数及び事業規模については、民間事業者①の提案によるものとし、要求水準書（案）に示す主催事業年度実施計画書の内容を踏まえ、県が承認するものとします。
155	要求水準書 【特定事 業・附属事 業編】	57	第6	2	(6)	イ			自主事業	収入の還元について、サービス購入料の一部も県に納付しなければならないのでしょうか。ご教示ください。	収入の還元において、還元の対象となるのはサービス購入料以外の収入とする方針です。詳細は入札公告時に示します。
156	要求水準書 【特定事 業・附属事 業編】	58	第6	2	(6)	エ	(エ)		公告の設置	広告事業は「アリーナの屋内の一部」に限定されていますが、屋外広場でのネーミングライツ・屋外サイネージ等の収益事業は可能でしょうか。可能な場合、行政財産使用許可及び屋外広告物条例（大和三山眺望景観保全地区）との調整をお示しいただきたいです。	屋外広場におけるネーミングライツ、屋外サイネージその他の広告事業については、関係法令等を遵守することを前提として実施可能です。なお、実施にあたっては行政財産の使用許可その他必要な手続を行ってください。 また、屋外広告物の掲出については、橿原市屋外広告物条例その他関係法令等を遵守する必要があります。詳細な実施条件、手続及び費用負担については、事業者決定後に県と協議のうえ決定するものとします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
157	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	59	第6	2	(6)	カ			光熱水費の負担	自主事業以外の光熱水費は県又は市の負担と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	自主事業以外の運営業務及び維持管理業務の実施に必要な光熱水費については、サービス購入料に含むものとします。
158	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	59	第6	2	(6)	カ			光熱水費の負担	電力は自由化されていますが、新電力の活用は可能でしょうか。ご教示ください。	要求水準書（案）に示す施設の機能及び性能の確保に支障が生じないことを前提として、民間事業者①の提案によるものとします。
159	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	59	第6	2	(6)	カ			光熱水費の負担	「自主事業の実施に係る光熱水費は民間事業者①の負担」と規定されていますが、その他（通常の維持管理・運営業務・主権事業）に係る光熱擦費は県の負担と考えて良いでしょうか。	自主事業以外の運営業務及び維持管理業務の実施に必要な光熱水費については、サービス購入料に含むものとします。
160	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	61	第7	1	(1)	ア			業務実施体制	定例会・臨時会の開催は対面以外のWEBも可能でしょうか。	定例会及び臨時会については、対面での開催を基本としますが、Web会議システム等を活用した開催も可とします。
161	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	65	第7	2	(4)	(ウ)	c		建築設備保守管理業務定期点検	「定期点検等においては、主要な設備でメーカー独自の機能を有し、他者での定期点検が難しい設備においては、各種設備等の納入メーカーによる実施を基本とする。」とありますが、メーカー保守指定とすべき設備項目（エレベーター、自動制御、発電機等）がありましたら、入札説明書等にてご指定ください。	メーカー保守を必須とする設備項目を指定する予定はありません。各設備の特性、保守体制及び維持管理上の合理性を踏まえ、事業者において適切に計画してください。
162	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	66	第7	2	(4)	イ	(オ)		排水とごみ	処分に関するルールの記事を知りたいです。不法投棄処分に関しては民間事業者側が負担することになるのか？	不法投棄された廃棄物への対応については、その内容、発生状況及び原因等を踏まえて個別に判断します。費用負担については、事業者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、県と事業者が協議のうえ決定するものとします。
163	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	67	第7	2	(6)	イ	(ア)		修繕・更新業務	「民間事業者①は～必要な修繕・更新を、規模の大小に関わらず全て実施すること」とありますが、修繕・更新業務のうち、大規模修繕を除外することをご検討願います。 維持管理業務期間を考慮すると何らかの大規模修繕を見込まざるを得ないと考えられます。大規模修繕を事業範囲に含めると、応募者により提案金額の差が大きくなり、適切な競争の妨げとなります。また上限予算を超過し応募を断念せざるを得なくなる可能性も増大します。 大規模修繕を一定の修繕金額にて明確に区分したうえで、修繕・更新業務から除外いただくことをご検討願います。	修繕・更新業務については、要求水準書（案）第7章／2／（6）に示すとおり、特定事業施設の機能及び性能を維持するために必要な修繕・更新を実施するものとしますが、大規模修繕については本事業の業務範囲から除外します。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
164	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	67	第7	2	(6)	イ			大規模修繕・更新の費用負担	特定事業施設の引渡しから事業期間終了まで、正常に機能するために必要な修繕・更新をすべて実施することとされていますが、経年劣化による大型設備更新、興行利用による損耗、災害・不可抗力、第三者起因の破損について、費用負担の考え方をご教示ください。	経年劣化に伴う修繕・更新及び通常の施設利用に起因する修繕・更新については、民間事業者①の負担を基本とします。一方で、災害、不可抗力、第三者起因による損傷その他民間事業者①の責めに帰さない事由により発生する修繕・更新については、発生原因、帰責性を踏まえ、県と民間事業者①が協議のうえ決定するものとします。詳細は入札公告時に示す各種契約書（案）等を確認してください。
165	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	67	第7	2	(6)	ウ	(ア)		修繕・更新の実施	修繕・更新の費用負担先に関して明示下さい。このままの表記であれば全て民間事業者が負担することになります。	修繕・更新業務については、要求水準書（案）第7章／2／（6）に示すとおり、特定事業施設の機能及び性能を維持するために必要な修繕・更新を実施するものとしますが、大規模修繕については本事業の業務範囲から除外します。
166	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	68	第7	2	(7)	イ	(ア)	b	既存水路・雨水幹線の取扱い	実施方針では特定事業施設の外構・その他に「既存水路及び雨水幹線（維持管理業務対象外）」と記載されています。一方、要求水準書の外構施設保守管理では、埋設配管、側溝、暗渠、排水樹、排水設備、溝、既存水路及び雨水幹線等を良好な状態に保つこととされています。既存水路及び雨水幹線の維持管理対象範囲、点検・清掃・補修の責任区分を明確化してください。	既存水路及び雨水幹線については、要求水準書（案）第3章／2／（5）に示すとおり、施設整備に伴う移設・改修等は本事業の業務範囲に含まれますが、補修・更新等の維持管理業務の対象外とします。なお、事業区域内の良好な環境維持のために必要な清掃等については、事業者において適切に実施するものとします。このため、要求水準書（案）第7章／2／（7）／イ／（ア）／bの記載については、維持管理業務の対象範囲が明確となるよう修正します。
167	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	72	第7	2	(11)	ウ	(オ)		警備業務	大型大会・イベント時における警備業務の対応について、コスト負担と業務範囲について現状のお考えをお示しください。	大型大会・イベント時に必要となる警備業務については、通常の施設運営時の警備業務を含め、民間事業者①の負担により実施するものとします。また、警備業務の具体的な実施内容及び実施体制については、大会・イベントの規模、内容及び運営方法を踏まえ、民間事業者①の提案によるものとします。
168	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	72	第7	(11)	ウ	(ウ)			警備業務	人員の指定はないでしょうか。	要求水準書（案）において具体的な配置人数は定めていません。要求水準書（案）に示すとおり、施設の用途、規模、利用時間及び利用状況等を勘案し、犯罪・事故等の未然防止及び利用者の安全確保が図られるよう、必要な警備体制を確保してください。
169	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	72	第7	2	(12)	ウ	(ア)		清掃	清掃実施頻度の最低基準はありますか。	利用者が安全かつ快適に利用できるよう留意し、具体的な実施頻度については民間事業者①の提案によるものとします。
170	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	72	第7	2	(12)	ウ	(イ)	b	巡回頻度・不正利用対応	駐車場・駐輪場内の巡回について、午前・午後それぞれ1回以上巡回とされています。不正利用、長期放置、自転車撤去、車両事故、盗難発生時の管理責任および費用負担をご教示ください。	不正利用、長期放置、自転車撤去、車両事故、盗難の抑制は事業者の業務とします。ただし、事業者が適切に業務を行っていたにも関わらず、不正利用、長期放置、自転車撤去、車両事故、盗難が生じた場合は、発生原因、帰責性の調査・報告までを事業者の業務とします。不正利用、長期放置、自転車撤去、車両事故、盗難発生時の費用負担は、事由に応じその負担者を判断するものとします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
171	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	72	第7	2	(12)	ウ	(イ)		巡回	巡回記録の提出は必要でしょうか。	駐車場及び駐輪場の適切な管理を行うことを前提として、巡回記録の作成及び管理方法については民間事業者①の提案によるものとします。
172	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	72	第7	2	(12)	ウ	(イ)		巡回	放置車両発生時の対応基準をご教示ください。	放置車両を発見した場合は、関係法令等を踏まえ、所有者の確認、警察その他関係機関との連携等、適切な対応を行ってください。
173	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	72	第7	2	(12)	ウ	(ウ)		駐車場管理機器	駐車場管理機器等の設備は事業者提案でよいでしょうか。（カメラ式などの運営方法の規制はありますか）	駐車場管理機器等の設備については、要求水準書（案）に示す機能及び性能を満たすことを前提として、事業者の提案によるものとします。
174	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	72	第7	2	(12)	ウ	(ウ)		料金徴収	必須となるキャッシュレス決済手段はありますでしょうか。	現時点で必須となるキャッシュレス決済手段は定めていません。なお、施設予約システムその他県が導入するシステムとの連携が必要となる場合があるため、具体的な決済手段及び導入する決済サービスについては、県との協議を踏まえて決定するものとします。
175	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	72	第7	2	(12)	ウ	(エ)		料金設定	駐車料金は事業者提案による設定でよいでしょうか。	駐車料金については、要求水準書（案）に示すとおり、周辺施設の料金水準、公共交通機関の利用促進、交通渋滞の抑制、利用者の利便性及び施設の適正な運営管理の確保を総合的に勘案したうえで、事業者の提案により設定するものとします。 なお、具体的な料金体系、料金水準及び改定手続については、事業者決定後に県との協議を経て決定するものとします。
176	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	72	第7	2	(12)	ウ	(エ)		料金設定	料金変更時に県の承認は必要でしょうか。（特別料金も含む）	料金の変更（特別料金を含む。）にあたっては、県との協議のうえ定めるものとします。
177	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	72	第7	2	(12)	ウ	(エ)		料金設定	無料時間設定や施設利用認証割引の導入は可能でしょうか。	無料時間設定や施設利用認証による料金割引等の導入は可とします。 なお、具体的な料金体系、減免内容及び運用方法については、要求水準書（案）に示す利用者の利便性、施設の適正な運営管理、公共交通機関の利用促進及び周辺交通への影響等を踏まえ、事業者の提案によるものとします。また、詳細な運用条件については、事業者決定後に県との協議により定めるものとします。
178	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	73	第7	2	(12)	ウ	(エ)	b	利用料金の設定・収受	駐車場及び駐輪場の利用料金について、周辺施設料金、公共交通利用促進、混雑緩和、公平性等を踏まえて設定するとされています。料金設定の承認手続、料金改定の可否、キャッシュレス決済手数料、未収・機器障害時の責任分担をご教示ください。	利用料金の設定及び改定にあたっては、県との協議を行うものとし、詳細な手続については事業者決定後に定めるものとします。 また、キャッシュレス決済手数料、未収金対応、機器障害時の対応その他運営に伴う費用及びリスクについては、民間事業者①の負担を基本とします。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
179	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	73	第7	2	(13)				長期修繕計画	脱炭素化対応等の社会的要請により、当初計画にない省エネ設備等へのアップグレードが必要となった場合の費用負担の考え方を教えてください。	脱炭素化対応その他の社会的要請により、事業期間中に当初計画にない省エネルギー設備等への更新又は機能向上が必要となった場合は、その必要性、実施内容及び費用負担について、内容に応じて県と民間事業者①が協議のうえ決定するものとします。
180	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	73	第7	(13)					長期修繕計画	ライフサイクルは60年想定だが、長期修繕計画は20年～30年の作成で問題ないでしょうか。	長期修繕計画の策定期間については、要求水準を満たすことを前提として、民間事業者①の提案によるものとします。
181	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	74	第8	1	(2)					1. 企業実績の対象施設について、駅前広場、ロータリー、アクセス道路、自転車歩行者専用道路、駅前駐輪場、道路構造物等のいずれを同種または類似業務とする予定でしょうか。 また、それら業務実績を証明する資料について、テクリス、契約書などの資料を提出すればよいでしょうか。 2. 附属事業の設計業務に照査技術者の配置を求めますでしょうか。	1. 実績の対象施設については、現時点で駅前広場、ロータリー、アクセス道路、その他これらに類する公共空間の整備に係る業務を想定しています。 また、業務実績を証明する資料については、テクリス登録内容又は契約書の提出を求めます。 2. 附属事業の設計業務における照査技術者の配置については、必須としていませんが、設計業務の照査は実施してください。
182	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	75	第8	1	(4)				運営・維持管理に関する計画書	「供用開始の1年前まで」では、仕様も確定していない為、ぎりぎり竣工前まで時間を頂きたい。	ご意見を踏まえ、要求水準書（案）第8章／1／（4）「運営・維持管理に関する計画書」の提出時期を以下のとおり修正します。 運営・維持管理業務計画書：供用開始の3か月前まで 自主事業計画書：供用開始の3か月前まで 年次業務計画書：年度初めの1か月前まで（毎年度提出） 年次自主事業計画書（事業ごとに提出）：年度初めの1か月前まで（毎年度提出）
183	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	76	第8	1	(4)				長期修繕計画	長期修繕計画書の提出時期が建物竣工時とされていますが、建設工事での竣工引渡図書が発行されたのち長期修繕計画書を作成するため、建物竣工から3カ月以内、としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、要求水準書（案）第8章／1／（4）「運営・維持管理に関する計画書」の長期修繕計画書の提出時期を「特定事業施設竣工から3カ月以内」と修正します。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
184	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	78	第8	2	(1)				基本設計成果品	以下のものは一般的に実施設計にて作成する内容となります。実施設計成果品に変更頂けないでしょうか。 - 雨水排水計画図 ・ 植栽計画図、 ・ サイン計画図 ・ 構造検討資料、 ・ 給排水フロー図及び概略給排水量計算書 ・ 作業動線計画図 ・ 換気・空調設備フロー図及び概略換気量計算書 ・ 電気設備系統図 ・ 機械警備・監視カメラ配置計画図 ・ 消防設備図及び避難経路図 ・ 概略騒音・振動計算書 ・ 概略温室効果ガス排出量計算書 ・ 工事範囲計画図 ・ 備品財産管理台帳	ご意見を踏まえ、以下のものは実施設計成果品に変更いたします。ただし、県・市や関係機関との許認可協議等で必要となる場合は作成することとします。 - 雨水排水計画図 ・ 植栽計画図 ・ サイン計画図 ・ 構造検討資料 ・ 給排水フロー図及び概略給排水量計算書 ・ 作業動線計画図 ・ 換気・空調設備フロー図及び概略換気量計算書 ・ 電気設備系統図 ・ 機械警備・監視カメラ配置計画図 ・ 消防設備図及び避難経路図 ・ 概略騒音・振動計算書 ・ 概略温室効果ガス排出量計算書 ・ 工事範囲計画図 ・ 備品財産管理台帳
185	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	78	第8	2	(1)				基本設計成果品	以下は施工者が検討する資料と考えてよろしいでしょうか ・ 施工計画図（基本設計段階） ・ 施工計画説明書（基本設計段階）	施工計画図（基本設計段階）及び施工計画説明書（基本設計段階）は、設計者もしくは施工者が施工者の知見を反映して作成することを想定しています。
186	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	85	第8	2	イ	(3)			月報 報告	翌月10日→翌月10営業日に変更を希望。	ご意見を踏まえ、月報及びセルフモニタリング報告書の提出時期については、「翌月10日まで」から「翌月10営業日まで」に修正します。
187	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	86	第8	2	イ	(3)			修繕・更新の実施書	修繕・更新完了後から1ヶ月は時間的にタイトであり、2か月は頂きたい。	原案のとおりとします。
188	要求水準書 【特定事業・附属事業編】	82～83	第8	2	(1)	イ				附属事業の基本設計図書および実施設計図書に測量成果図が含まれていますが、測量業務を担当する構成企業に測量業登録を求める予定でしょうか。	測量業務を担当する構成企業に対し測量業登録を必須とする予定はありません。 なお、測量業務を実施する場合は、関係法令等を遵守するとともに、業務内容に応じて必要な資格者及び実施体制を確保してください。
189	要求水準書 【特定事業・附属事業編】								その他	本プロポーザルでは民間ノウハウが求められており、工事費積算においても官積算ではなく民間独自の積算をおこなって事業費を算出することによろしいでしょうか。	ご質問にある「プロポーザル」ではなく、本事業は総合評価一般競争入札により実施します。工事費の積算にあたっては、要求水準書（案）、事業者提案及び事業者が採用する工法、資機材、施工計画等を踏まえ、民間事業者のノウハウを活用した独自の積算により事業費を算出することは可能です。詳細については、入札公告時に示す入札説明書等を確認してください。

実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書（要求水準書（案）／特定事業及び附属事業編）

整理 NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
190	要求水準書 【特定事業・附属事業編】								付属事業	附属事業はP F I 特定事業の範囲外と定義されていますが、駅前広場、ロータリー、送迎車両、タクシー、バス乗降場、駐輪場、歩行者通路などが要求されており、これらの施設も民設民営にあたるのでしょうか。また、各種施設費用、造成費等基盤整備を含めた費用負担の考え方を教えてください。管理の帰属先も含め教えてください。	本事業における整備対象施設です。要求水準書（案）第3章／2／（7）に示すとおり、本件施設は「特定事業施設」及び「附属事業施設」で構成されており、附属事業施設は「駅前広場（歩行者空間及びロータリー）」、「アクセス道路」及び「駅前駐輪場等」を対象としています。なお、附属事業施設の整備に係る費用については、附属事業の事業費として取り扱うものとします。 また、附属事業施設は整備後に市へ引き渡すことを想定しており、附属事業施設及び附属事業施設用地の維持管理・運営については、本事業の業務範囲には含みませんが、協議の上委託する可能性はあります。